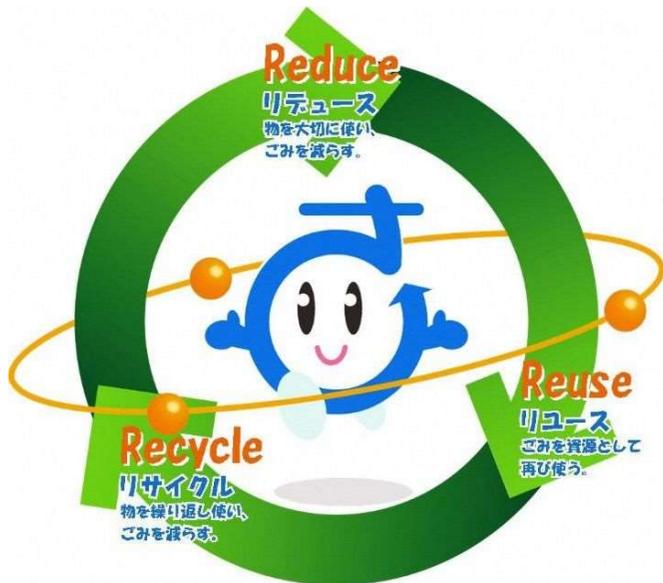


第4次さいたま市一般廃棄物

処理基本計画の改定について



令和4年5月24日

環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

1 一般廃棄物処理基本計画改定骨子案について

(1) 人口予測の検証について	4
(2) 近年の社会情勢とごみ排出量の変化について	7
(3) 令和3年度ごみ処理実績について	8
(4) 改定の全体像について	9
(5) 改定における強化項目と新規事業について	13
(6) 生活排水処理基本計画について	19
(7) 食品ロス削減推進計画について	20
(8) 災害廃棄物処理計画について	21

2 今後の予定について

(1) 数値目標の設定と目標削減量について	23
(2) 減量施策によるごみ削減量の積み上げについて	24

1 基本計画の改定について

1 一般廃棄物処理基本計画

改定骨子案について



さいたま市PRキャラクター
「つなが竜ヌウ」

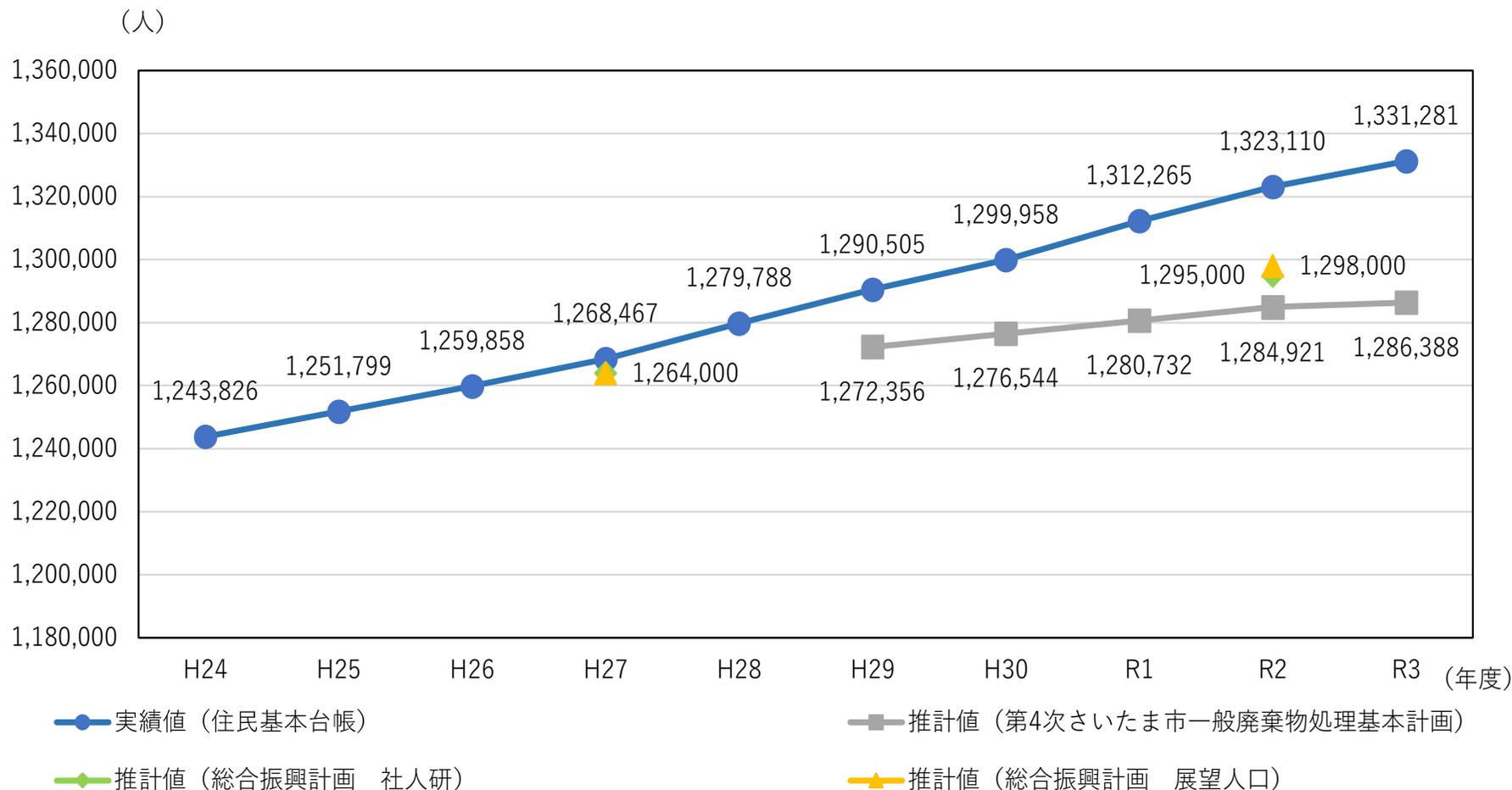


さいたま市環境キャラクター
「さいちゃん」

(1) 人口予測の検証について

資料2参照

平成24年度から令和3年度までの人口予測と実績値は以下のとおり。

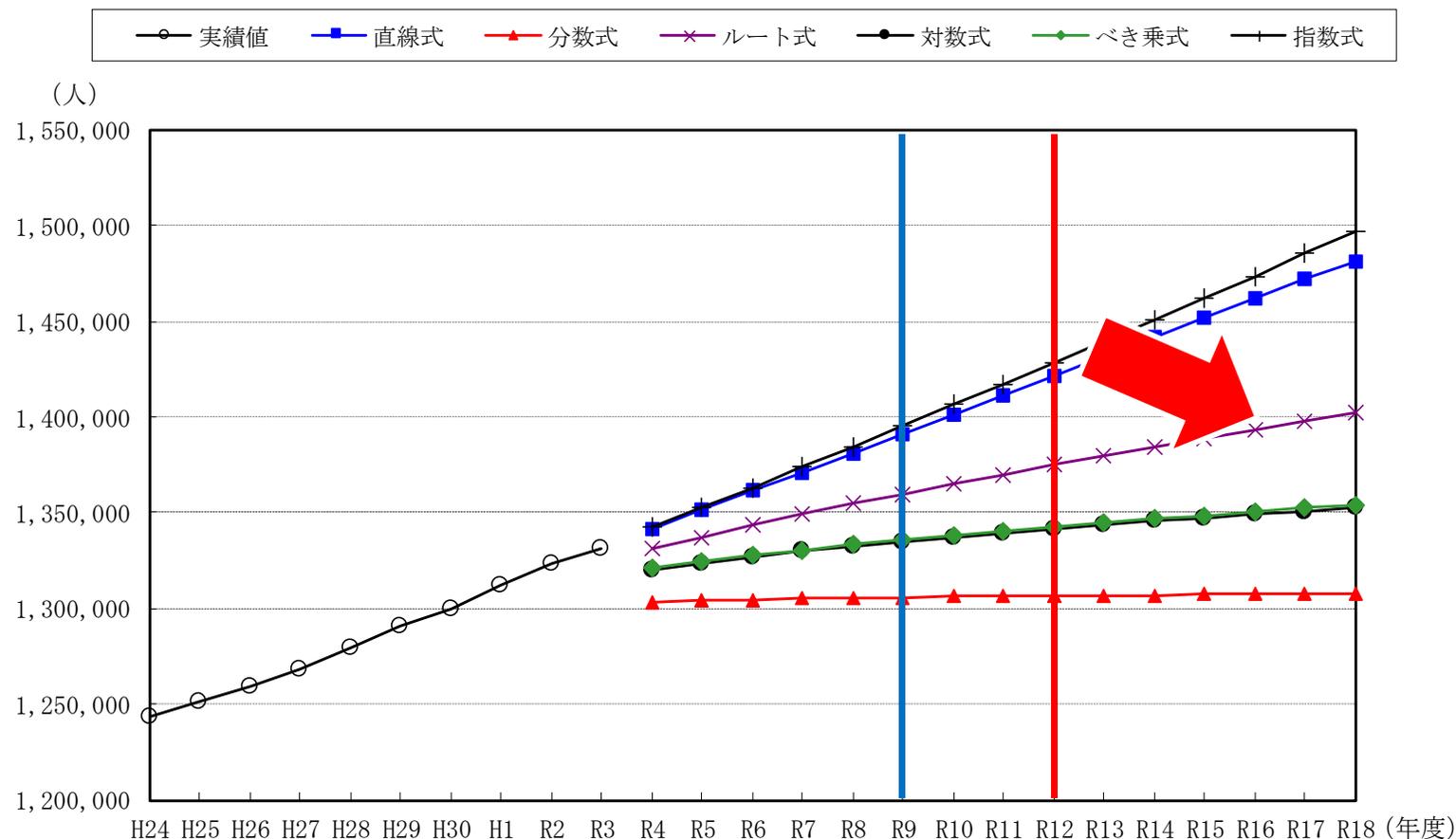


- さいたま市の人口は一貫して増加傾向にある。
- 現行計画における令和3年度の推計値は約128万6千人に対し、実績値では約133万1千人であり、推計より約4万5千人増加している。

(1) 人口予測の検証について

資料2参照

過去の人口実績を基に、過去の傾向が将来も同じように推移すると考える手法（トレンド法）により推計を行った。



- 過去の実績が一貫して増加しているため、いずれの方式でも増加傾向である。
- 最も増加傾向が大きくなる方式では、令和9年度に約139万5千人となる。
- 総合振興計画の人口予測と傾向を同じにする必要があるため、令和12年をピークとしたうえで、現況に沿った推計値に修正予定。

(1) 人口予測の検証について

資料2参照

人口予測の修正がごみ総排出量の目標値に与える影響(令和9年度)は以下のとおり。
令和9年度の市民1人1日あたりの総排出量は827gである。

■第4次 さいたま市一般廃棄物処理基本計画

$$827(\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}) \times 1,291,001(\text{人}) \times 366(\text{日}/\text{年}) / 1,000,000 = 391,000※(\text{t}/\text{年})$$

■ルート式

$$827(\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}) \times 1,359,847(\text{人}) \times 366(\text{日}/\text{年}) / 1,000,000 = 412,000※(\text{t}/\text{年})$$

(+21,000(t/年))

■べき乗式

$$827(\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}) \times 1,335,778(\text{人}) \times 366(\text{日}/\text{年}) / 1,000,000 = 404,000※(\text{t}/\text{年})$$

(+13,000(t/年))

■指数式

$$827(\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}) \times 1,395,327(\text{人}) \times 366(\text{日}/\text{年}) / 1,000,000 = 422,000※(\text{t}/\text{年})$$

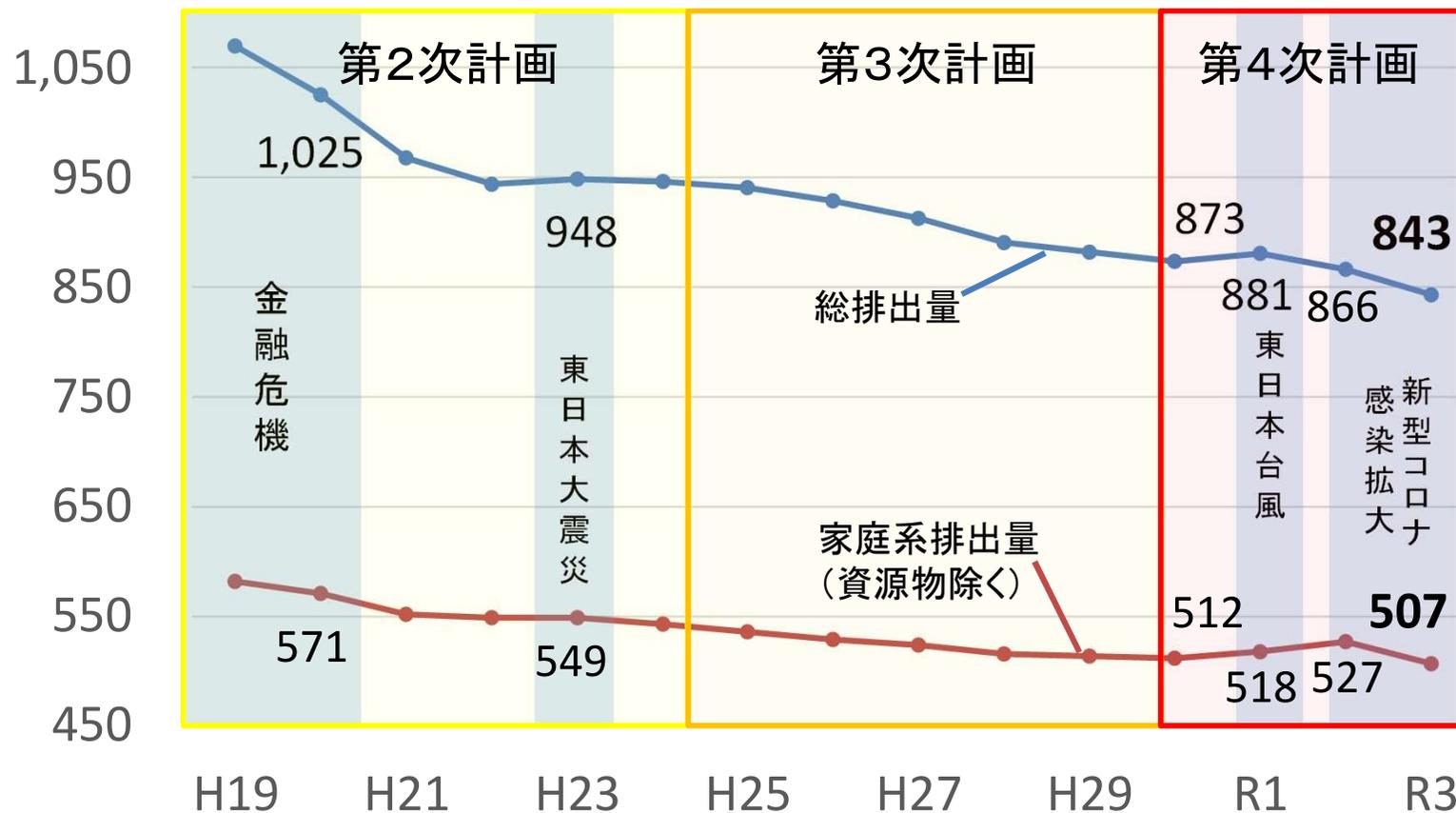
(+31,000(t/年))

※100の位以下は四捨五入

- 最も人口増加が少ないべき乗式では、1万3千トンの増加。
- 最も人口増加が多い指数式では3万1千トンの増加。
- 現行の減量施策よりも最大3万1千トンごみを減らす施策を実施する必要がある。

(2) 近年の社会情勢とごみ排出量の変化について

平成19年度から令和3年度※までの市民1人1日あたりの排出量 (g/人・日)



- 近年の1人1日あたりのごみ総排出量は減少傾向。
- 令和元年度は東日本台風の影響により一時的に増加した。
- 新型コロナウイルス感染拡大以降は家庭系ごみが増加した一方、事業系ごみの大幅な減少が見られ、1人1日あたりのごみ総排出量は減少。

※令和3年度は暫定値

(3) 令和3年度ごみ処理実績（暫定）について

資料3参照

項目	R2	R3※	増減 (前年比)	目標達成状況 (R3年度目標)
総排出量(t)	418,088.06	409,679.74	▲ 8,408	未達成(+4,881)
家庭系ごみ排出量(t)	307,223.43	299,984.74	▲ 7,239	未達成(+13,486)
事業系ごみ排出量(t)	100,764.13	100,164.01	▲ 600	達成(▲5,578)
市民1人1日あたり総排出量(g)	866	843	▲ 23	達成(▲19)
市民1人1日あたり家庭系ごみ排出量(g) (資源物除く)	527	507	▲ 20	未達成(+18)
最終処分率(%)	2.85	3.27	+0.42	達成(▲0.23)

- 最終処分率を除き昨年度と比べて減少している。
- 昨年度増加した家庭系ごみは約7千トンの減少となった。
- 市民1人1日あたり家庭系ごみ排出量は昨年度より大幅に減少したが、基本計画における数値目標（R3：489g）は達成していない。

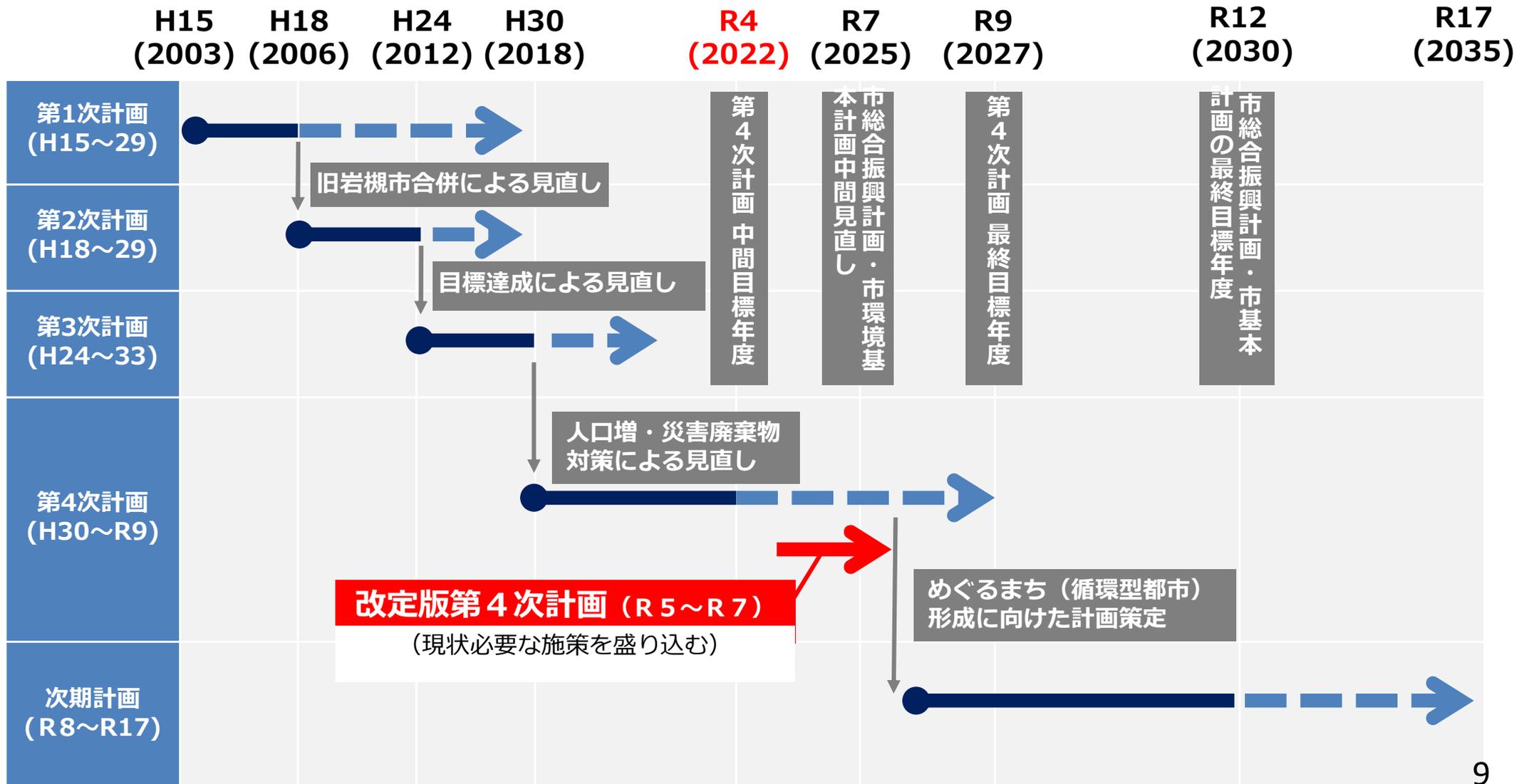
※令和3年度は暫定値

(4)改定の全体像について

社会情勢への対応について

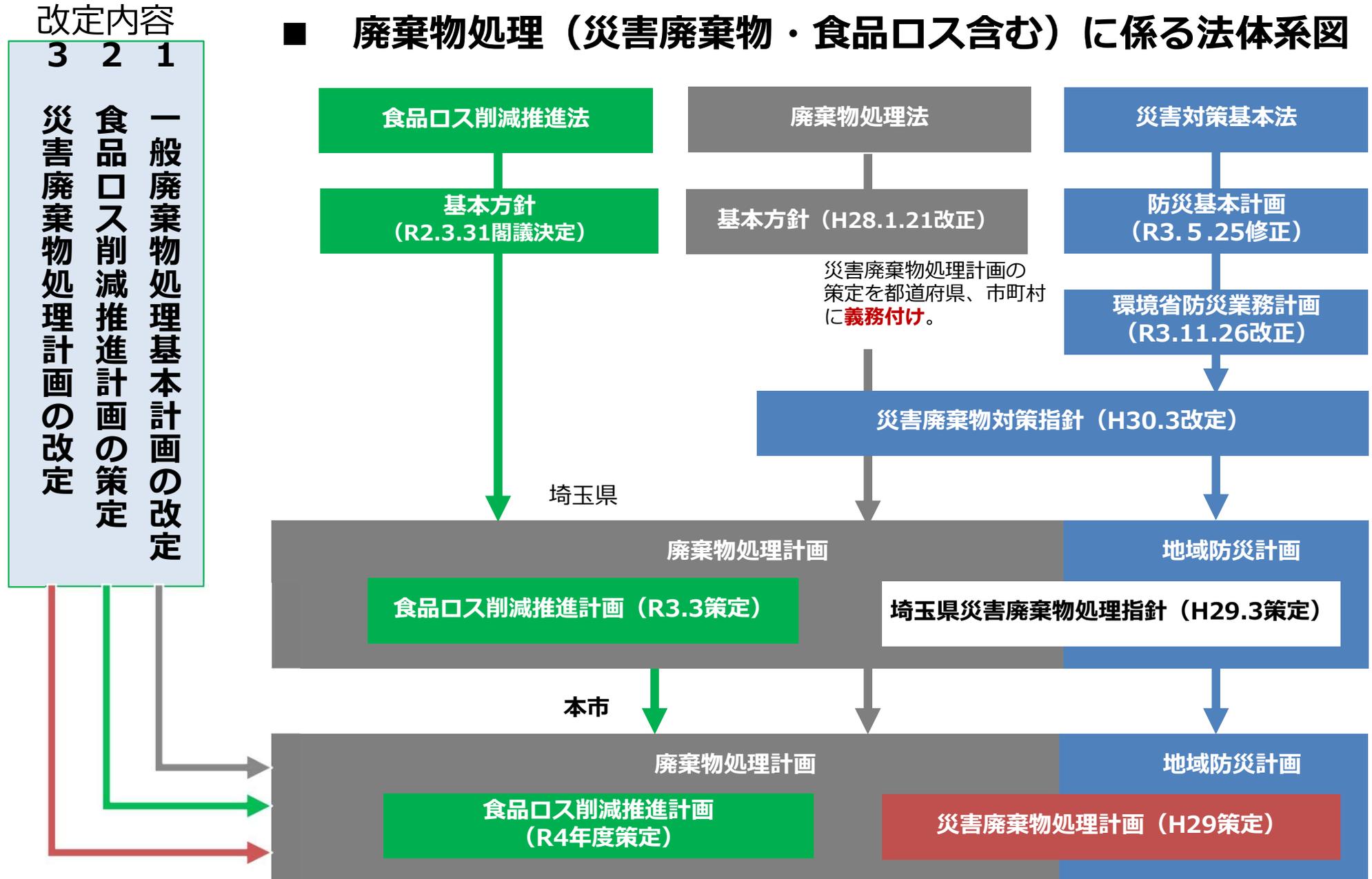
■新型コロナウイルス感染症の影響 ⇒収束時期が不透明 ライフスタイル変化

■更なる3R推進の施策と安定的な処理体制の確保 ⇒国の新たなリサイクル制度 廃棄物処理体制見直し



(4)改定の全体像について

■ 廃棄物処理（災害廃棄物・食品ロス含む）に係る法体系図



(4) 改定の全体像について

ごみの発生抑制・再使用策の推進 (リデュース・リユース)

基本施策1

環境教育と啓発活動による意識改革の推進

- 1-1 環境教育・環境学習の推進
- ・ごみスクール事業
 - ・親子リサイクル施設見学事業
 - ・出前講座
 - ・リサイクル基金を活用した環境教育の普及
- 1-2 使い捨て型ライフスタイルの見直しに向けた啓発活動の推進
- ・環境関連イベント等への出席
 - ・大都市共同の減量化・資源化キャンペーン
 - ・九都県市共同の3R普及促進キャンペーン

強

強

基本施策2

ごみの発生を抑制する活動の推進

- 2-1 家庭での発生・排出抑制
- ・食品ロス削減に向けた取り組みの促進
 - ・生ごみ処理容器等購入費補助事業
 - ・生ごみの水切りの促進
- 2-2 事業所での発生・排出抑制
- ・食品ロス削減に向けた取り組みの促進
 - ・事業用大規模建築物の所有者等への減量等計画書の提出義務付け
 - ・事業ごみ適正処理啓発事業
 - ・さいちゃんの3Rパートナーシップ宣言事業
- 2-3 市施設での発生・排出抑制
- ・ペーパーレス化の推進
 - ・市ポイント等におけるリユース食器の普及促進
 - ・マイボトル等の普及促進

強

基本施策3

再使用及び再生品利用の推進

- 3-1 再使用の促進
- ・リユース品の有効利用に向けた事業拡充
 - ・フリーマーケットの後援
- 3-2 再生品利用の推進
- ・グリーン購入の推進

強

新

新

資源回収の推進 (リサイクル)

基本施策4

市民が進めるリサイクル

- 4-1 分別の徹底
- ・資源物1類、2類の分別啓発
 - ・小型家電リサイクル事業の普及促進
 - ・ごみ分別アプリなど電子媒体による分別啓発
 - ・家庭ごみの出し方マニュアルなど紙媒体による分別啓発
- 4-2 地域や家庭におけるリサイクル活動の推進
- ・団体資源回収運動補助事業

強

強

強

基本施策5

事業者が進めるリサイクル

- 5-1 排出者責任等に基づく資源回収等の推進
- ・大手製造小売事業者との包括連携協定に基づくリサイクルの推進
 - ・(事業系) 剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの推進
 - ・(事業系) 食品廃棄物のリサイクル促進のための他市町村との事前協議
- 5-2 事業系資源物のリサイクルシステムの推進
- ・事業系資源物リサイクル事業

強

強

基本施策6

行政が進めるリサイクル

- 6-1 市による資源収集の推進
- ・資源物1類・2類、小型家電の回収・資源化
- 6-2 市施設での資源回収等の推進
- ・公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進
- 6-3 新たな資源品目への対応検討
- ・**プラスチック資源循環促進法への対応**
 - ・**使用済み紙おむつリサイクルへの対応**
 - ・(家庭系) 剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの導入

強

新

収集運搬計画

基本施策7

効率的なごみ回収

- 7-1 家庭系ごみの収集
- ・高齢者等を対象とする「ふれあい収集」の実施
 - ・収集所の諸制度に関する見直し
- 7-2 事業系ごみの収集
- ・搬入物検査の実施
- 7-3 ごみ散乱防止対策の推進
- ・衛生協力助成金の交付(ごみ収集所の衛生保持)
 - ・不法投棄防止昼間・夜間パトロールの実施
 - ・環境美化推進事業
- 7-4 ごみ排出ルールの確立
- ・水銀大気排出抑制策の検討
- 7-5 効率的で環境負荷の少ない収集運搬体制の構築
- ・収集車両への低公害車の導入
 - ・効率的な収集エリア・体制の構築
- 7-6 効率的な資源回収の推進
- ・効率的な小型家電回収の推進

強

強

強

強

強

中間処理・最終処分計画

基本施策8

安全・適正なごみ処理

- 8-1 安全・適正なごみ処理の確保
- ・災害廃棄物処理計画の点検・見直し
 - ・熱回収機能を有する焼却施設による適正処理
 - ・溶融施設による焼却灰の減容・安定化
 - ・**ごみ処理手数料の適正化**
- 8-2 循環型ごみ処理の推進
- ・溶融スラグの有効利用
 - ・焼却灰の有効利用

強

新

施設整備計画

基本施策9

施設整備の検討

- 9-1 新規焼却施設の整備及び既存施設の更新計画
- ・サームルエネルギーセンターの整備計画
 - ・クリーンセンター大崎の更新計画
- 9-2 資源化施設の整備計画
- ・サームルエネルギーセンターの整備計画
- 9-3 民間を活用したバイオマス系廃棄物処理システムの普及促進
- ・草木類のリサイクルの推進
- 9-4 最終処分場の整備計画
- ・最終処分場の整備計画
 - ・**最終処分場の延命化**
- 9-5 効率的な施設整備・運営体制の検討
- ・効率的な施設整備の検討
 - ・効率的な運営体制の検討

新

新

強

新たな「柱」として追加する骨子

既存の取り組みを強化する内容

(5) 改定における強化項目と新規事業について

4つの新規事業

■ プラスチック資源循環促進法への対応

14ページ

■ 使用済み紙おむつリサイクルへの対応

16ページ

■ ごみ処理手数料の適正化

17ページ

■ 最終処分場の延命化

18ページ

10の強化点

■ 食品ロス削減に向けた取り組みの促進	効果的な啓発・周知方法を用いた取り組みを強化します。	■ 収集所の諸制度に関する見直し	自治会、管理者などのニーズを把握しながら、制度の点検を行います。
■ 資源物1類・2類の分別啓発	プラスチック一括回収を見据え、資源物の分別啓発を強化します。	■ 搬入物検査の実施	事業系ごみ処理手数料の見直しと連動し、不適正排出の縮減を目指します。
■ 団体資源回収運動補助事業	効果を点検しながら、事業のあるべき姿へ見直します。	■ 不法投棄防止昼間・夜間パトロールの実施	事業系ごみ処理手数料の見直しと連動し、不法投棄の縮減を目指します。
■ 大手製造小売事業者との包括連携協定に基づくリサイクルの推進	プラスチック新法の趣旨を踏まえ、製造販売事業者による店頭回収などの支援を強化します。	■ 効率的な収集エリア・体制の構築	処理施設の統廃合を見据えた収集エリア・体制の再編を進めます。
■ 公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進	「まずは市役所から」新たな取り組みへ挑戦します。	■ 災害廃棄物処理計画の点検・見直し	策定後に発生した災害を踏まえ職員マニュアルとの整合を図ります。

(5) 改定における強化項目と新規事業について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年6月成立：環境省所管）

- プラ製品の製造から販売、使用後のリサイクルに至る各段階で、ごみではなく資源として循環利用する仕組みの強化を目指す。

市区町村の役割

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、容器包装リサイクルルート（現在の食品包装プラスチックの処理ルート）等を活用した再商品化を可能にする。

想定スケジュール

令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
短期的取組	中期的取組	長期的取組
<ul style="list-style-type: none">■ 事業者の店頭回収支援■ 品目・回収方法の検討■ 資源化ルートの検討■ 焼却熱量減衰程度の確認■ 事業費の確認■ 中間処理の検討	<ul style="list-style-type: none">■ 資源化先と協定締結■ 再資源化計画の申請■ 市民へ周知、説明開始	<ul style="list-style-type: none">■ プラスチック資源化開始

① 設計・製造段階



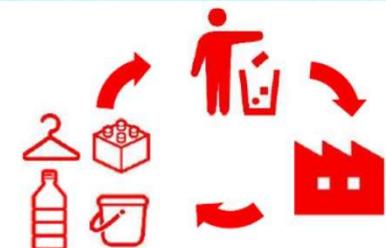
プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

② 販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

③ 排出・回収・リサイクル段階

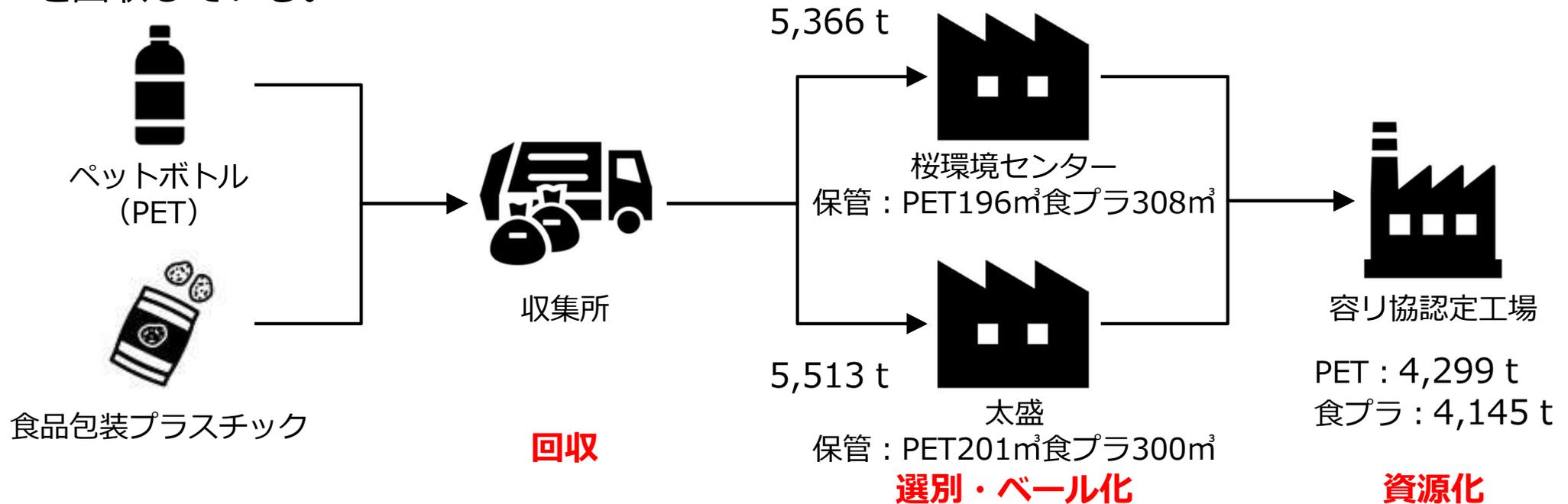


排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

(5) 改定における強化項目と新規事業について

現状

- プラスチックごみは、週一回資源物 1 類としてペットボトル及び食品包装プラスチックを回収している。



今後のあり方

- 令和3年度の家庭ごみの組成分析調査により、もえるごみ及びもえないごみに混入した「その他容器包装プラスチック」及び「製品プラスチック」は約2万トン程度と推計される。
- 今後、新たに資源化ルート構築する上で次の2点を前提に検討する。
 - 可能な限り収集方法を変更しない
 - 可能な限り既存施設を活用する

(5) 改定における強化項目と新規事業について

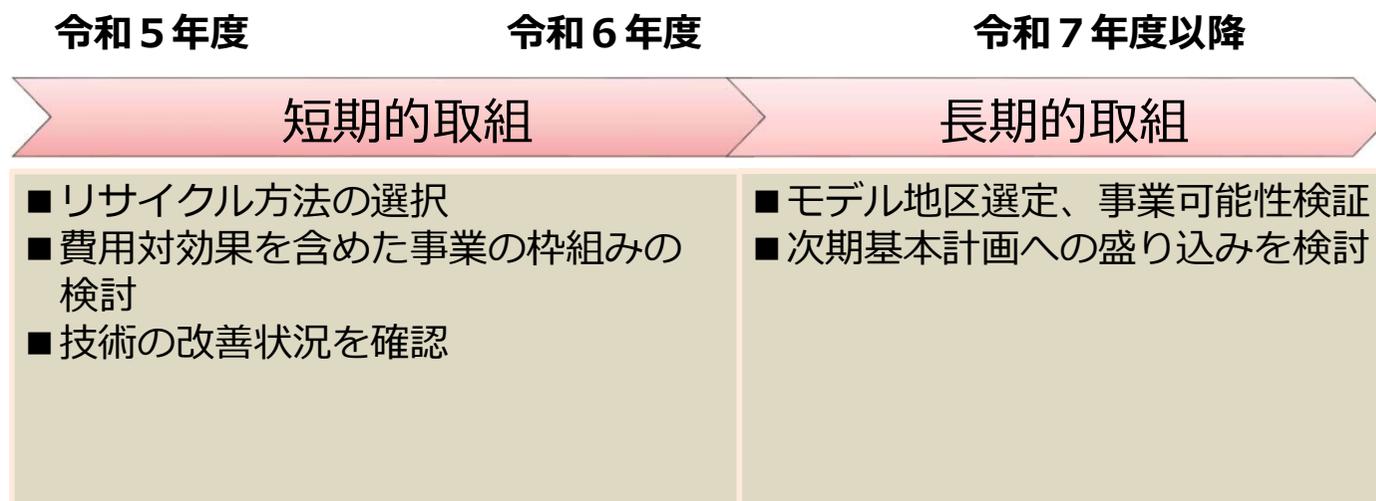
現状

- ・使用済み紙おむつは、もえるごみとして回収している。

今後のあり方

- ・家庭系ごみに含まれる使用済み紙おむつは約 1 万 5 千トンと推計される。
- ・リサイクルするには次の課題が想定される。
 - 1 排出世帯に偏りがある。
 - 2 近隣の目があり収集所に出しにくい性質がある。
 - 3 方法によっては排出者が汚物を分別する必要がある。
 - 4 再生品の需要と供給コストのバランスが重要となる。

想定スケジュール



(5) 改定における強化項目と新規事業について

現状

- ごみ処理施設の大きな再編が令和6年度に終了し、これまでの建設工事費及び今後の維持管理経費などの「ごみ処理経費」に対する「**受益者負担**」の適正化を図る必要がある。



サーマルエネルギーセンター
建設事業



クリーンセンター大崎
基幹改良事業

想定スケジュール

令和5年度

令和6年度

令和7年度以降

短期的取組

中期的取組

長期的取組

- 見直し後の手数料額決定
- 関係団体へ周知

- 新処理手数料施行
- 臨時検査の強化
- 民間処理事業者と連携した草木類のリサイクル取組強化
- 学校給食残渣のリサイクル検討

- 手数料の定期的な見直し（概ね5年程度）の実施

【処理経費の推移】

	処理単価	手数料（現状）
H27	154.2円	170円 ／10kg
H28	227.4円	
H29	201.2円	
H30	210.5円	
R1	212.7円	
R2～7	増加見込み	

【近隣自治体の処理手数料（円／10kg）】



さいたま市調べ（R3.4）

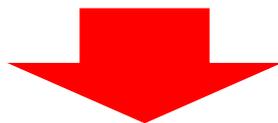
【課題】

家庭ごみの直接持ち込み処理手数料についても見直しの検討が必要

(5) 改定における強化項目と新規事業について

現状

- 「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」では、市内の最終処分場の残余年数は「概ね20年間」となっている。
- 市内に新たな最終処分場を確保するには、用地確保等に相当な時間を要する。



今後のあり方

経費削減が見込まれる「**今後は更なる資源化を進めるとともに、他自治体の協力を得ながら、市内の最終処分場の延命化**」の方針で事業を進めていく。

想定スケジュール

令和5年度

令和6年度

令和7年度以降

短期的取組

長期的取組

- 溶融飛灰など更なる資源化の検討
- リスク分散に備えた最終処分先の検討

- 市内最終処分極少へ



うらわフェニックス

(6) 生活排水処理基本計画について

現状

- 「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」では、生活排水処理の基本方針及び数値目標に**具体的な記述がない**。
- 下水道部局の整備方針と基本計画の記載内容の**整合をとる必要がある**。
- 計画と実際の整備状況に乖離が見られる。



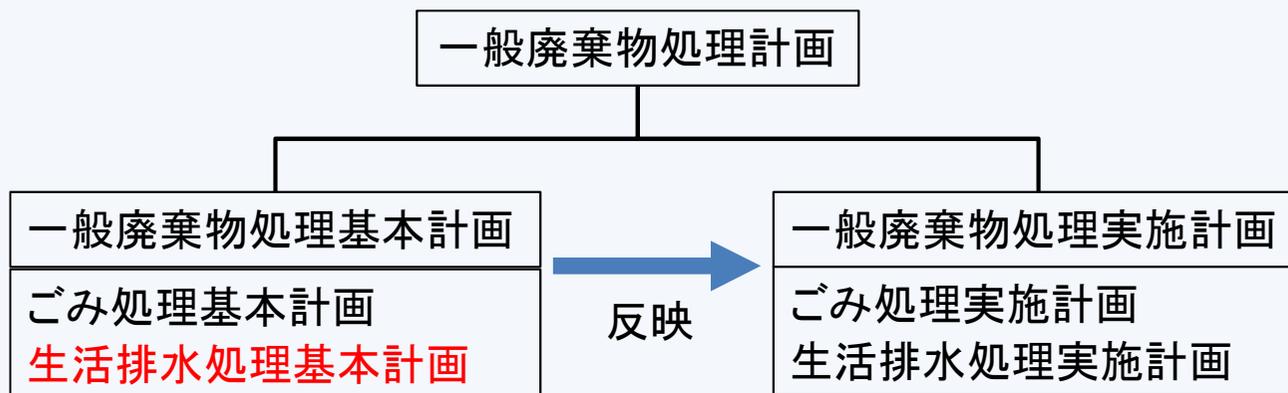
今後のあり方

埼玉県生活排水処理施設整備構想^{※1}（令和2年度）策定時の調査資料（下水道部局が調査を実施）を基に、**生活排水処理基本計画指針**（平成2年10月8日通知）**に沿った内容を記載する**。

※1 市町村が廃棄物処理法に基づき策定した生活排水処理に関する計画等の取りまとめを行い、広域的な計画として埼玉県が策定。県や市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針となる。
(埼玉県生活排水処理施設整備構想より抜粋)

生活排水処理基本計画は市町村が生活排水を**どのような方法でどの程度処理していくかを定めるとともに汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものとする**。

(生活排水処理基本計画指針より抜粋)



(7) 食品ロス削減推進計画について

現状

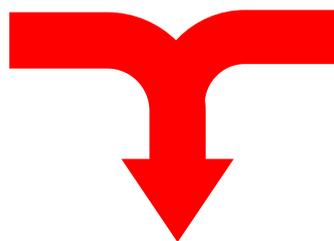
食品ロスの削減の推進に関する法律

第十三条 「市町村食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならない。

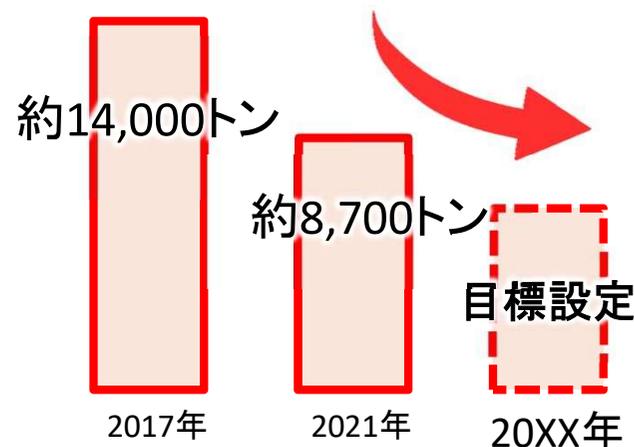
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（一部抜粋）

- ・地域の特性に応じた取組を盛り込むこと。
- ・一般廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。
- ・食品ロス削減目標を設定し、明記すること。
- ・食品廃棄物の再生利用（肥料化等）を検討すること。推進計画を策定し、施策を推進する。

地域特性に応じた取組例



食品ロス削減目標の設定



「食品ロス削減推進計画」
(一般廃棄物処理計画の中に位置づける)

(8) 災害廃棄物処理計画について

現状

- ・平成26年3月に国が示した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「埼玉県災害廃棄物処理指針」や本市の「地域防災計画」等、関連計画との整合を図り、平時及び災害時における災害廃棄物対策について平成30年3月に定めた。

今後のあり方

- ・台風災害（令和元年台風15号・19号）や集中豪雨災害の経験
- ・防災基本計画等の関連する計画の修正

検討事項

- ・環境部災害対応マニュアルとの整合
- ・業務担当及び他部署との連携の協議
- ・過去の災害から得た教訓の反映



千葉県館山市への災害派遣
(R元.10)



大宮区大原の集中豪雨災害
(R2.8)

2 今後の予定について

2 今後の予定について



さいたま市PRキャラクター
「つなが竜ヌウ」



さいたま市環境キャラクター
「さいちゃん」

(1) 数値目標の設定と目標削減量について

現況

令和7年度を目途に西部環境センターと東部環境センターを統合し、サーマルエネルギーセンターの稼働開始を予定している。

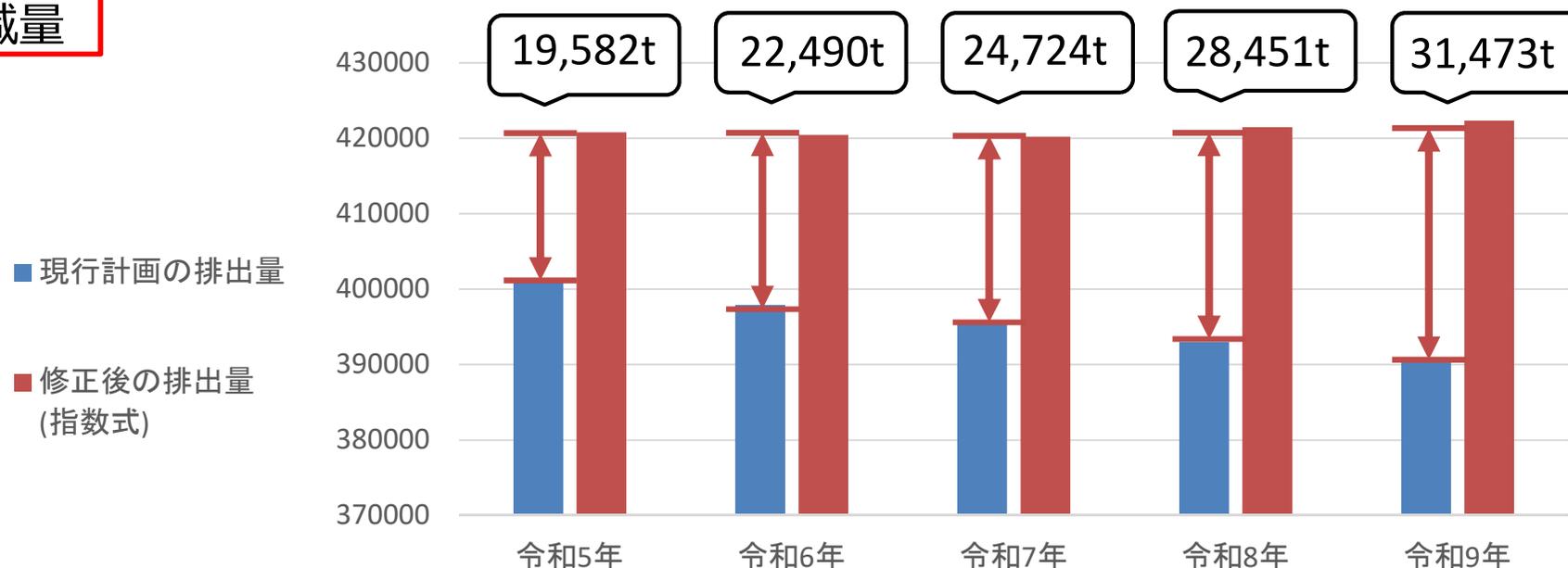
課題

令和7年度以降ごみ処理能力の不足が懸念される。そのため、想定される影響に対してさらなる減量化、さらなる資源化が必要となる。

目標の設定方法

第4次一般廃棄物処理基本計画における令和7年度以降の推計排出量と、人口修正後の令和7年度以降の推計排出量との差がさらなる減量化・資源化の数値目標となる。

目標削減量



(2) 減量施策によるごみ削減量の積み上げについて

積み上げ(例)

		減量化	資源化	その他
家庭系ごみ	食品ロス削減	8,700t	プラスチックごみの資源化 20,000t	施設への自己搬入見直し 0t
	マイボトル・マイバッグ運動	—	・ ・	市外での焼却灰等再資源化 0t
事業系ごみ	・ ・	・ ・	使用済み紙おむつの資源化 15,000 t	
	・	・	食品残渣物の資源化 0t	事業系ごみ手数料改定 0t

⇒現行施策に追加で減量施策を行い、目標削減量の達成を目指す。

現行計画の数値目標の達成度及びごみ排出量の将来想定について

1. 人口の動向

(1) 人口の推移

平成 24 年度から令和 3 年度の人口実績値^{※1} 及び第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画における将来人口推計値^{※2}、総合振興計画における推計値^{※3}を以下に示す。

本市における人口実績値は、平成 24 年度から令和 3 年度で、約 8 万 7 千人の増加（約 7%増）であり、第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の令和 3 年度推計値より約 4 万 5 千人増加（約 3.5%増）している状況である。

※1 出典：町民別住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在） ※2 第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画

※3 総合振興計画の平成 27 年度は国勢調査による人口実績、令和 2 年度は市による推計値。

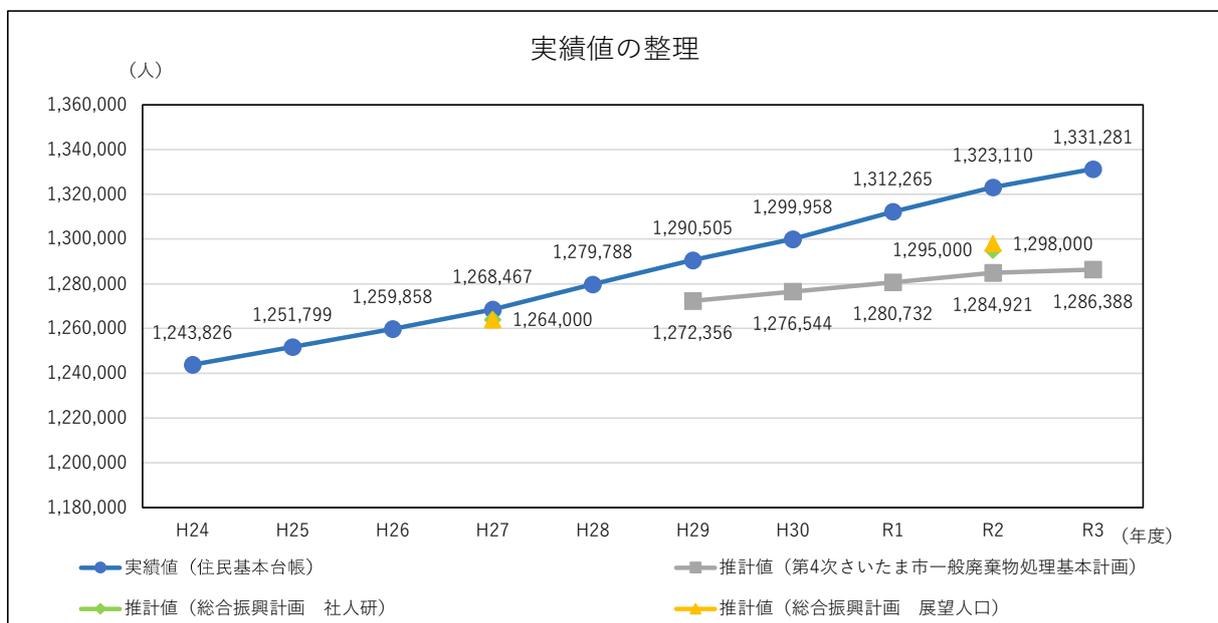


図 1 実績値の整理

2. 現行計画の数値目標の達成度

(1) 市民 1 人 1 日あたりの総排出量

市民 1 人 1 日あたりの総排出量の実績値と目標値を図 2、市民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量を家庭系ごみと事業系ごみに分けて整理した結果を図 3 に示す。

令和 3 年度のごみ総排出量実績 (843g/人・日) は、令和 4 年度の間目標 (856g/人・日) を達成している状況 (13 g/人・日減) である。第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の令和 9 年度の目標達成 (827g/人・日) には 16g/人・日の減量が必要な状況である。

市民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量
 = ごみ総排出量（家庭系+事業系） / 人口 / 365 日または 366 日

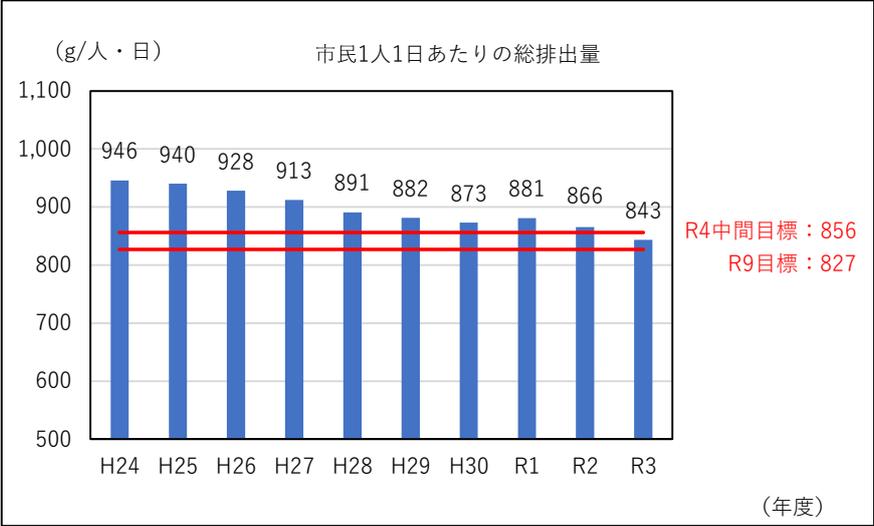


図 2 市民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量の達成状況

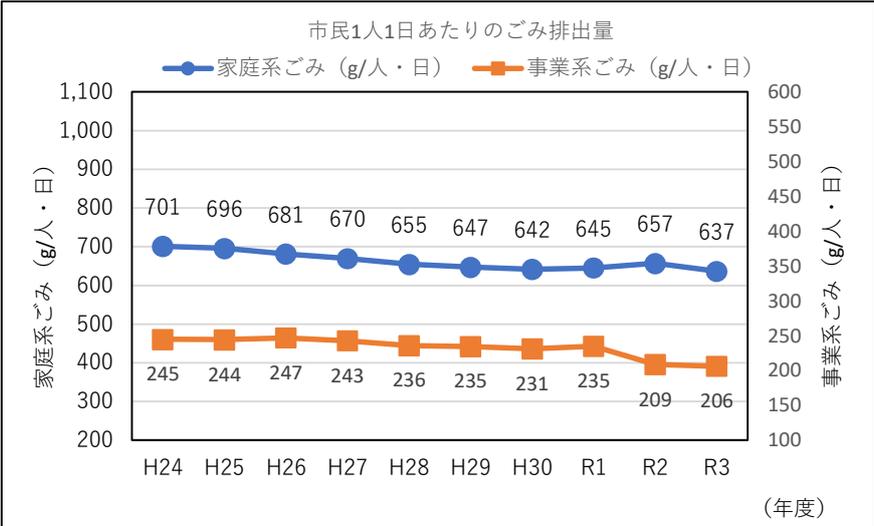


図 3 市民 1 人 1 日あたりのごみ（家庭系／事業系）排出量の達成状況

【達成状況の考察】

家庭系ごみは、平成 30 年度まで大幅な減少（平成 24～28 年度減少量平均：11.5g/人・日）を続けていたが、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて減少量は小さくなり、平成 30 年度から令和 2 年度は増加を示したが、令和 3 年度は 637g/人・日と減少している。一方、事業系ごみは、令和元年度まで概ね微減傾向にあり、令和 2 年度に大幅に減少（前年度に対し 26 g/人・日減）し、令和 3 年度は、令和 2 年度よりもさらに減少している。

第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の令和 4 年度の間目標が達成できなかったのは、家庭系ごみについて、平成 28 年度以降減少量が小さくなり、令和 2 年度までは、社会情勢等の影響から微増傾向になったことが要因の 1 つとして考えられる。

(2) 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）

市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の実績値と目標値を図 4 に示す。

令和 3 年度実績（507g/人・日）は、令和 4 年度の間接目標（484g/人・日）を達成していない状況（23g/人・日増）である。第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の令和 9 年度の目標達成（456g/人・日）には 51g/人・日の減量が必要な状況である。

市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量
= 資源物を除いた / 人口 / 365 日または 366 日

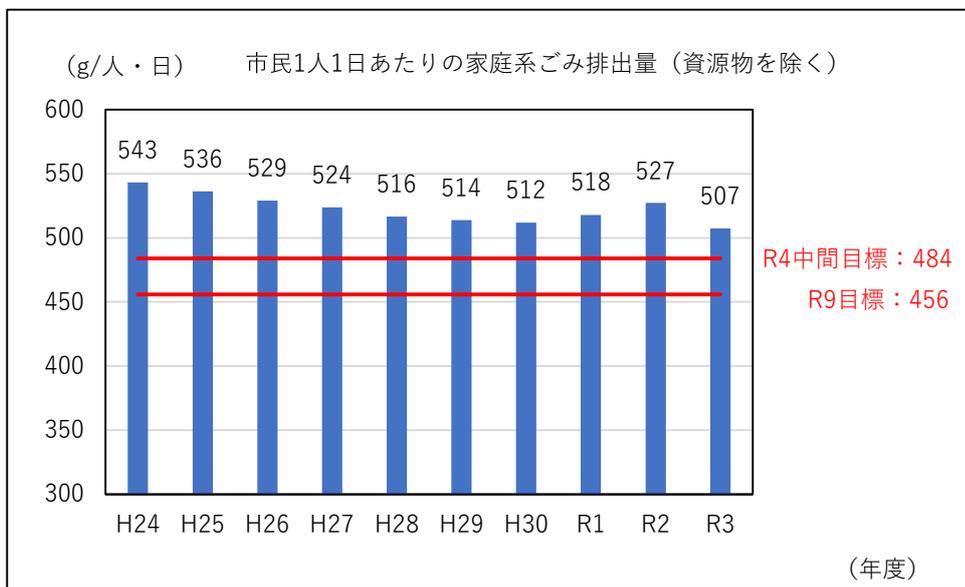


図 4 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の達成状況

【達成状況の考察】

家庭系ごみ（資源物を除く）は、平成 30 年度まで減少（H24～H28 減少量平均：6.68g/人・日）を続けていたが、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて減少量は小さくなり、平成 30 年度から令和 2 年度まで増加を示したが、令和 3 年度は、507g/人・日（前年度に対し 20g/人・日）と減少している。

第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の令和 4 年度の間接目標が達成できなかったのは、家庭系ごみについて、平成 28 年度以降減少量が小さくなり、令和 2 年度までは社会情勢等の影響から微増傾向になったことが要因の 1 つとして考えられる。

(3) 市民1人1日あたりの家庭系ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）の推移

市民1人1日あたりの家庭系ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）の推移を図5に示す。

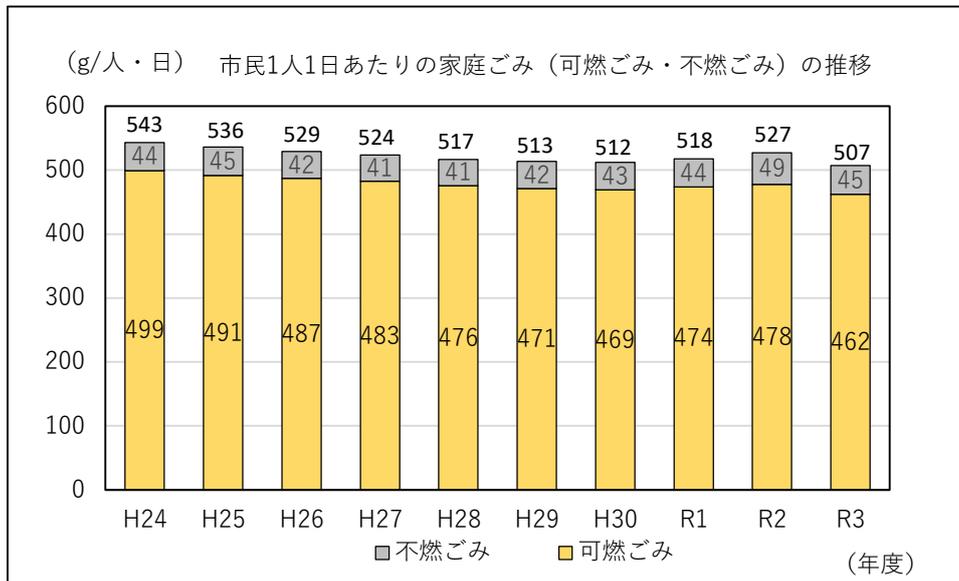


図5 市民1人1日あたりの家庭系ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）の推移

【達成状況の考察】

可燃ごみは、平成30年度まで減少（平成24～28年度減少量平均：5.94g/人・日）を続けていたが、平成28年度から平成30年度にかけて減少量は小さくなり、平成30年度から令和2年度まで増加を示したが、令和3年度は462g/人・日（前年度に対し16g/人・日）と減少している。

不燃ごみは平成24年度から令和元年度は41～45g/人・日の範囲で推移しており、令和2年度に49g/人・日に増加したが、令和3年度は45g/人・日に減少した。令和2年度は社会情勢の影響により、一時的に不燃ごみの排出量が増加したものと考えられる。

(4) 最終処分量

1) 最終処分量

種別最終処分量の推移を図6に示す。

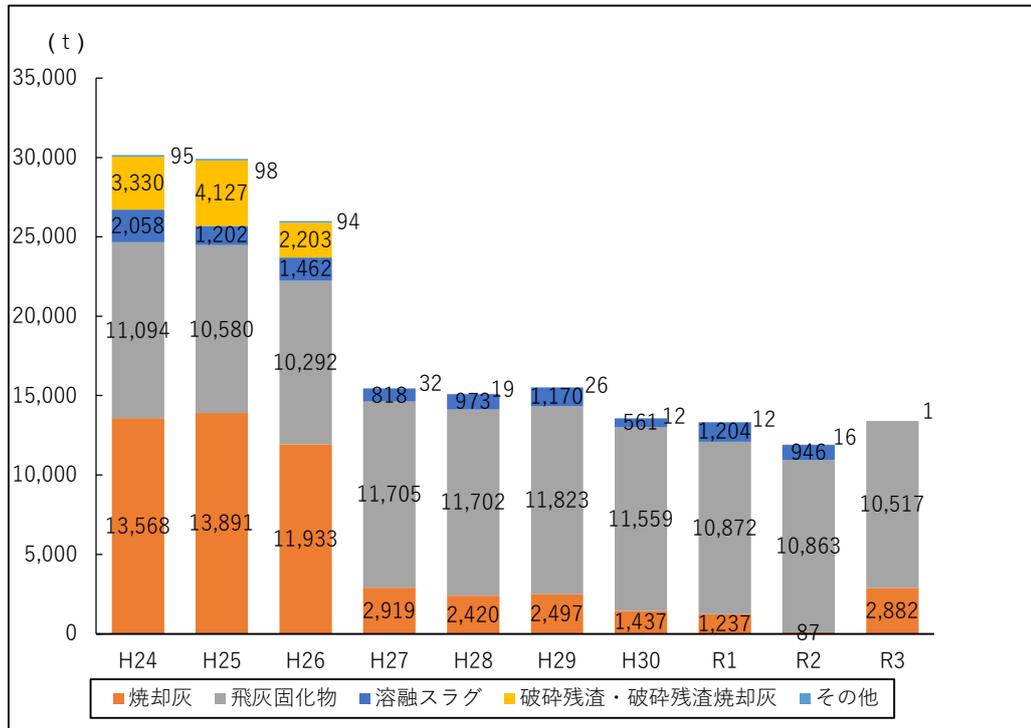


図6 種別最終処分量の推移

【達成状況の考察】

最終処分量は、平成26年度まで徐々に減少していたが、平成27年度に大きく減少した。これは、平成27年4月1日から焼却・熔融施設である桜環境センターが運用開始となったことにより、焼却灰の最終処分量が大きく減少したことに起因している。平成27年度以降は、平成29年度のみ微増したが、令和2年度まで減少していたが、焼却灰の最終処分量が増加したことにより、令和3年度は13,400t/年（前年度に対し1,488t/年）と増加している。

2) 最終処分比率の推移

最終処分比率の推移を図7に示す。

$$\text{最終処分比率} = \text{最終処分量} / \text{ごみ総排出量 (ごみ+資源)}$$

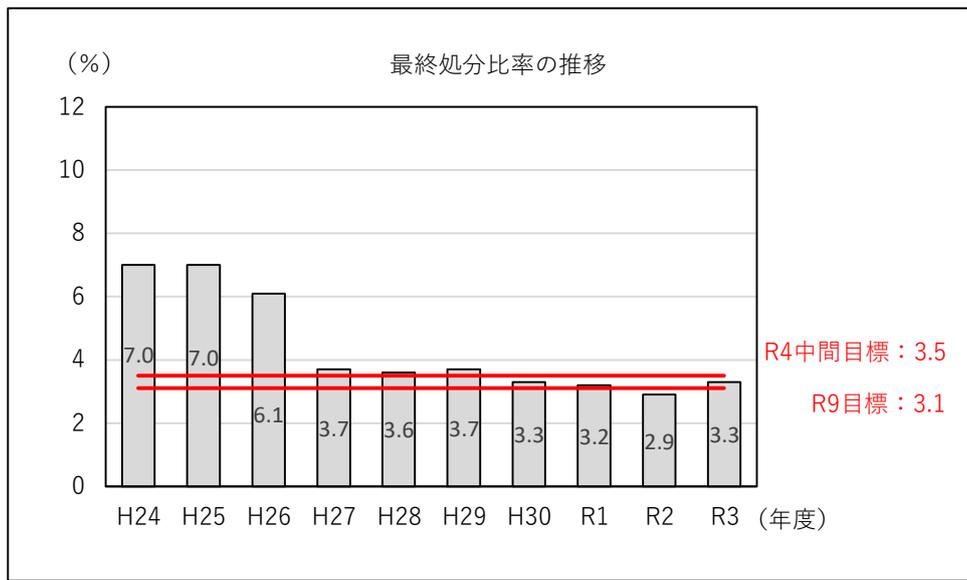


図7 最終処分比率の推移

【達成状況の考察】

令和3年度実績（3.3%）で、第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の令和4年度目標の最終処分比率3.5%以下は達成している状況である。また、第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の令和9年度の最終処分比率3.1%以下を達成するには、0.2%の減量が必要な状況である。

3) 最終処分場の現状

さいたま市における最終処分場を以下に示す。環境広場は、令和2年度で受入を終了しており、現在、さいたま市内で埋立処分を行っている最終処分場は、うらわフェニックスのみである。

うらわフェニックスの残余容量は、残余容量調査結果（令和4年3月）より、69,158m³である。平成29年度のうらわフェニックスの残余容量は82,306m³（平成29年3月現在）であったことから、5年間で13,148m³の埋立処分を行っている。

環境広場	
施設名	
所在	見沼区大谷483番地1
供用開始	平成8年4月
建設費	51億円（用地取得費を除く）
埋立面積	30,157m ²
埋立容量	208,100m ³
埋立方法	準好気性埋立サンドイッチ方式
浸出水処理方法	回転円盤法＋高度処理＋汚泥処理
浸出水処理能力	100m ³ ／日
埋立率	
埋立量	令和2年度で受入終了。
残余容量	

うらわフェニックス	
施設名	
所在	緑区間宮741番地1
供用開始	昭和63年5月
建設費	20億円（用地取得費を除く）
埋立面積	42,360m ²
埋立容量	372,700m ³
埋立方法	準好気性埋立サンドイッチ方式
浸出水処理方法	回転円盤法＋高度処理＋汚泥処理
浸出水処理能力	165m ³ ／日
埋立率	81.4%（残余容量調査結果（令和4年3月））
埋立量	303,541.8m ³ （残余容量調査結果（令和4年3月））
残余容量	69,158.2m ³ （残余容量調査結果（令和4年3月））

(5) 目標達成状況の要点

第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画で掲げている数値目標（中間目標）の達成状況は、以下のとおりである。

数値目標1（市民1人1日あたりのごみ総排出量）

：令和3年度実績（843g／人・日）で令和4年度の間目標（856g／人・日）を達成している状況である。令和9年度の目標達成（827g／人・日）には16g／人・日の減量が必要である。

数値目標2（市民1人1日あたりの資源物を除いた家庭ごみ排出量）

：令和3年度実績（507g／人・日）で令和4年度の間目標（484g／人・日）は未達成の状況である。令和9年度の目標達成（456g／人・日）には51g／人・日の減量が必要な状況である。

数値目標3（最終処分比率）

：令和3年度実績（3.3%）で令和4年度の間目標（3.5%以下）は達成している状況である。令和9年度の最終処分比率3.1%以下の目標達成には0.2%の減量が必要な状況である。

3. 将来想定

(1) 人口の将来想定

ごみ処理基本計画策定指針では、「人口の将来予測については、トレンド法やコーホート要因法により行うことが適当である。また、市町村の基本構想に示された将来予測人口を用いることも可能である。」と示されている。

ここでは、現時点で把握することができる本市の人口実績をもとに、トレンド法によって人口の将来想定を行った結果について示す。トレンド法とは、過去の動態が将来も同じように推移するという考え方による推計方法である。

1)トレンド法による予測

① 採用回帰式

トレンド法による予測は、以下の6種類の回帰式を採用する。

① 直線式	$【y=ax+b】$
② 分数式	$【y=a/x+b】$
③ ルート式	$【y=ax^{1/2}+b】$
④ 対数式	$【y=a\log x+b】$
⑤ べき乗式	$【y=ax^b】$
⑥ 指数式	$【y=ab^x】$

回帰式とは、ある変数（目的変数）について、別の変数を用いて予測するための予測式である。

y：目的変数

x：説明変数

a,b：係数または定数

回帰式の当てはまり具合を示す尺度として、決定係数（最大値=1）があり、決定係数が大きいほど整合性が高いといえる。

② 予測結果

回帰式による将来人口の想定結果を、表1、図8に示す。

表1 回帰式による将来人口の想定結果

さいたま市		人口予測				
年度	実績					
H24	1,243,826	直線式 $y = 10021.1939x + 1230969.13$ 分数式 $y = -85543.129(1/x) + 1311141.01$ ルート式 $y = 42073.0709 \times x^{(1/2)} + 1191554.75$ 対数式 $y = 38798.7222\text{LN}(x) + 1227482.5$ べき乗式 $y = 1228364.05 \times (x^{0.03023558})$ 指数式 $y = 1231850.07 \times (1.00781861^x)$				
H25	1,251,799					
H26	1,259,858					
H27	1,268,467					
H28	1,279,788					
H29	1,290,505					
H30	1,299,958					
R1	1,312,265					
R2	1,323,110					
R3	1,331,281					
		(単位:人)				
年度	直線式	分数式	ルート式	対数式	べき乗式	指数式
R4	1,341,202	1,303,364	1,331,095	1,320,518	1,320,731	1,342,035
R5	1,351,223	1,304,012	1,337,300	1,323,894	1,324,210	1,352,528
R6	1,361,245	1,304,561	1,343,251	1,326,999	1,327,418	1,363,103
R7	1,371,266	1,305,031	1,348,978	1,329,875	1,330,396	1,373,761
R8	1,381,287	1,305,438	1,354,503	1,332,551	1,333,174	1,384,502
R9	1,391,308	1,305,795	1,359,847	1,335,055	1,335,778	1,395,327
R10	1,401,329	1,306,109	1,365,026	1,337,408	1,338,229	1,406,236
R11	1,411,351	1,306,389	1,370,056	1,339,625	1,340,544	1,417,231
R12	1,421,372	1,306,639	1,374,947	1,341,723	1,342,737	1,428,312
R13	1,431,393	1,306,864	1,379,711	1,343,713	1,344,821	1,439,479
R14	1,441,414	1,307,068	1,384,358	1,345,606	1,346,806	1,450,734
R15	1,451,435	1,307,253	1,388,895	1,347,411	1,348,702	1,462,077
R16	1,461,457	1,307,422	1,393,330	1,349,136	1,350,516	1,473,508
R17	1,471,478	1,307,577	1,397,670	1,350,787	1,352,255	1,485,029
R18	1,481,499	1,307,719	1,401,920	1,352,371	1,353,925	1,496,640
R19	1,491,520	1,307,851	1,406,086	1,353,892	1,355,532	1,508,341
決定係数(r^2)	0.9970	0.6092	0.9623	0.8760	0.8813	0.9976
順位	2	6	3	5	4	1

■ : 採用値

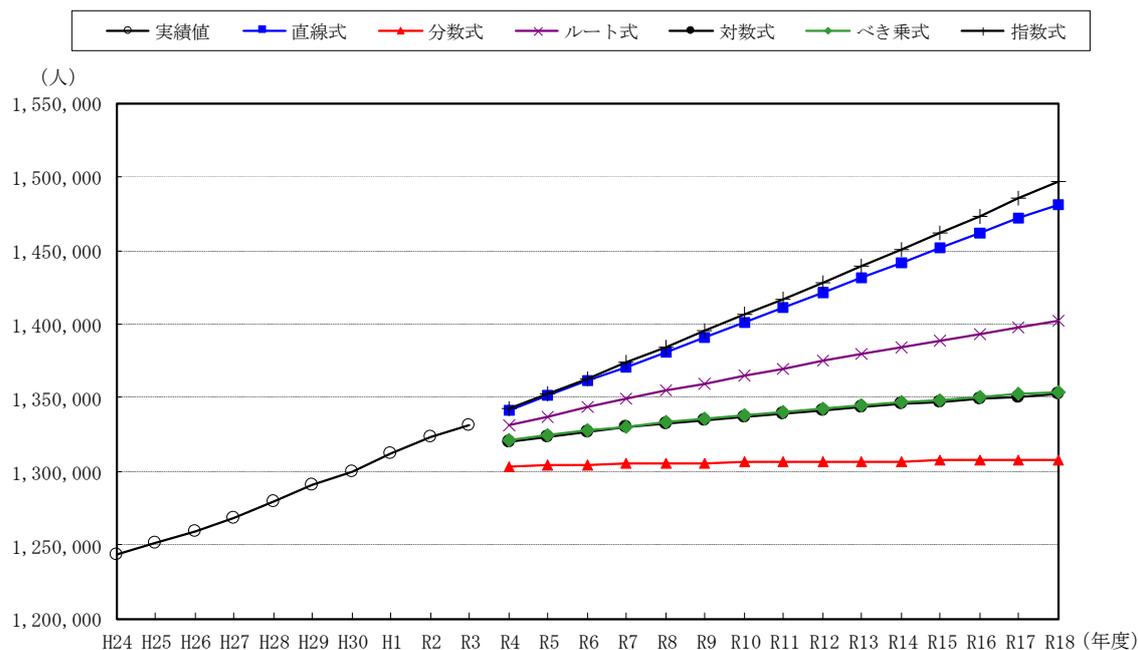


図8 回帰式による将来人口の想定結果

(2) 第4次一般廃棄物処理基本計画に推計値と回帰式による将来人口の想定結果の比較

第4次一般廃棄物処理基本計画の推計値と将来人口の想定結果を表2に示す。

ここでは、第4次一般廃棄物処理基本計画の推計値にあたり、前項で示した回帰式による将来人口の想定結果から、決定係数が1位の指数式と、傾向が異なる回帰式として、3位のルート式、4位のべき乗式の想定結果の比較を行う。

決定係数が1位で、最も増加傾向が大きくなる指数式では、令和9年度の第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の推計値より約1.08倍の増加、決定係数が3位のルート式では1.05倍の増加、決定係数4位のべき乗式では1.03倍増加する結果となる。

また、さいたま市総合振興計画の令和9年度の社人研及び展望人口の推計値と第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の推計値を比較すると、さいたま市総合振興計画の令和9年度の推計値の方が約1.02倍多い推計となっている。

そのため、仮にごみ量への影響が人口増加のみと想定した場合は、第4次一般廃棄物処理基本計画の推計値の1.03倍～1.08倍程度になるものと想定される。

表2 第4次計画と将来人口の想定結果の比較

(人)

区分	将来人口					
	さいたま市総合振興計画 基本計画		第4次 さいたま市一般廃棄物処理基本計画	回帰式 (ルート式)	回帰式 (べき乗式)	回帰式 (指数式)
	社人研	展望人口				
平成24年度				1,243,826 ^{※4}	1,243,826 ^{※4}	1,243,826 ^{※4}
平成25年度				1,251,799 ^{※4}	1,251,799 ^{※4}	1,251,799 ^{※4}
平成26年度				1,259,858 ^{※4}	1,259,858 ^{※4}	1,259,858 ^{※4}
平成27年度	1,264,000	1,264,000		1,268,467 ^{※4}	1,268,467 ^{※4}	1,268,467 ^{※4}
平成28年度				1,279,788 ^{※4}	1,279,788 ^{※4}	1,279,788 ^{※4}
平成29年度			1,272,356 ^{※3}	1,290,505 ^{※4}	1,290,505 ^{※4}	1,290,505 ^{※4}
平成30年度			1,276,544 ^{※3}	1,299,958 ^{※4}	1,299,958 ^{※4}	1,299,958 ^{※4}
令和元年度			1,280,732 ^{※3}	1,312,265 ^{※4}	1,312,265 ^{※4}	1,312,265 ^{※4}
令和2年度	1,295,000	1,298,000	1,284,921 ^{※3}	1,323,110 ^{※4}	1,323,110 ^{※4}	1,323,110 ^{※4}
令和3年度			1,286,388 ^{※3}	1,331,281 ^{※4}	1,331,281 ^{※4}	1,331,281 ^{※4}
令和4年度			1,287,856 ^{※3}	1,331,095	1,320,731	1,342,035
令和5年度			1,289,323 ^{※3}	1,337,300	1,324,210	1,352,528
令和6年度			1,290,790 ^{※3}	1,343,251	1,327,418	1,363,103
令和7年度	1,312,000	1,319,000	1,292,258 ^{※3}	1,348,978	1,330,396	1,373,761
令和8年度	1,313,200	1,321,400	1,291,629 ^{※3}	1,354,503	1,333,174	1,384,502
令和9年度	1,314,400 ^{※1}	1,323,800 ^{※2}	1,291,001 ^{※3}	1,359,847	1,335,778	1,395,327
	1.0181 ^{※5}	1.0254 ^{※5}		1.0533 ^{※5}	1.0347 ^{※5}	1.0808 ^{※5}

※1 さいたま市総合振興計画 基本計画 社人研の令和9年度の数值は、令和12年度1,318,000人と令和7年度1,312,000人から直線補間をして算出。

※2 さいたま市総合振興計画 基本計画 展望人口の令和9年度の数值は、令和12年度1,331,000人と令和7年度1,319,000人から算出。

※3 第4次 さいたま市一般廃棄物処理基本計画で示している平成29年度以降の人口は、計画内の推計値。

※4 回帰式で示している平成24年度から令和3年度の人口は、10月1日時点の人口実績。

※5 令和9年度の下段は、第4次 さいたま市一般廃棄物処理基本計画に対する割合。

(3) ごみ総排出量への影響の想定

第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画における令和9年度の1人1日当たりのごみ総排出量は、827 (g/人・日) と推計されている。仮にこの推計値に、前項で示した3つの回帰式による将来人口の想定結果を当てはめた場合、総ごみ排出量は以下のとおりとなる。

■ 第4次 さいたま市一般廃棄物処理基本計画
$827 \text{ (g/人・日)} \times 1,291,001 \text{ (人)} \times 366 \text{ (日/年)} \div 1,000,000 = 391,000^* \text{ (t/年)}$
■ ルート式
$827 \text{ (g/人・日)} \times 1,359,847 \text{ (人)} \times 366 \text{ (日/年)} \div 1,000,000 = 412,000^* \text{ (t/年)}$ (+21,000 (t/年))
■ べき乗式
$827 \text{ (g/人・日)} \times 1,335,778 \text{ (人)} \times 366 \text{ (日/年)} \div 1,000,000 = 404,000^* \text{ (t/年)}$ (+13,000 (t/年))
■ 指数式
$827 \text{ (g/人・日)} \times 1,395,327 \text{ (人)} \times 366 \text{ (日/年)} \div 1,000,000 = 422,000^* \text{ (t/年)}$ (+31,000 (t/年))

※：100の位以下は四捨五入。

上記の算出結果では、3種の回帰式の中で最も人口が少ない想定となった「べき乗式」で、ごみ総排出量13,000tの増加、最も人口が多い想定となった「指数式」で、ごみ総排出量31,000tの増加となる。

ごみ処理の現状 (令和 3 年度)

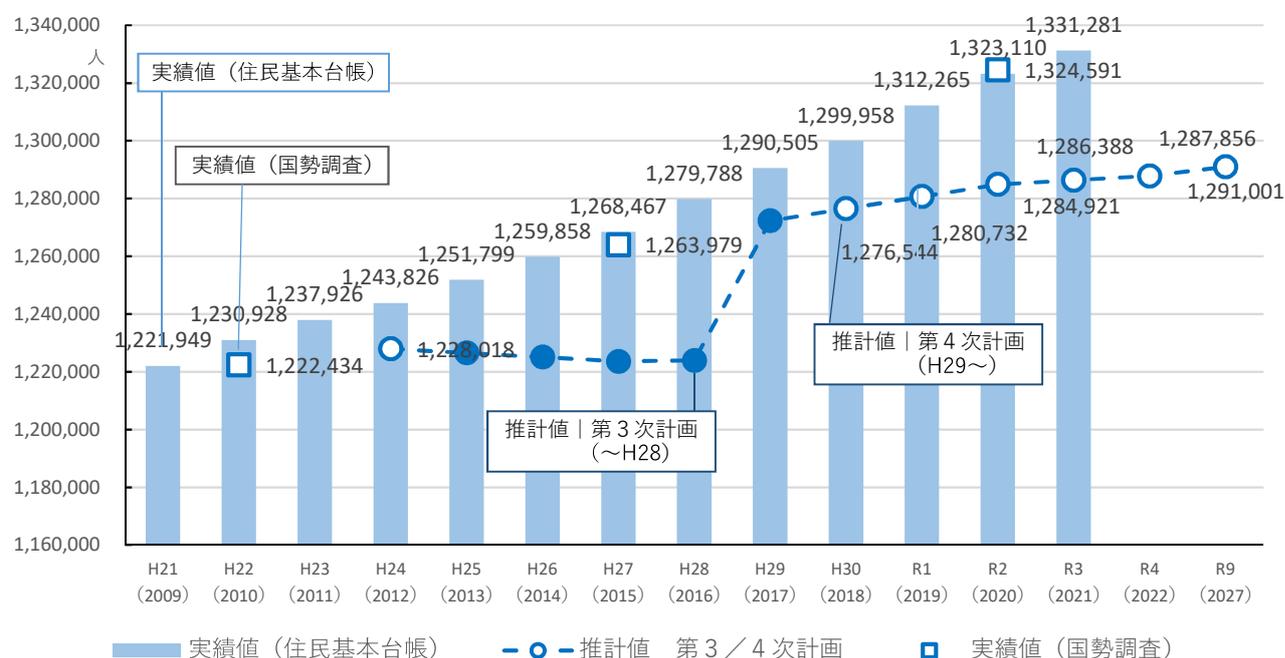
1 人口と世帯の動向

1. 人口の推移

本市の人口は、令和 3（2021）年 10 月現在で約 133 万人であり、平成 21（2009）年度から令和 2（2020）年度にかけて約 11 万人増加（約 9%増）しています。

第 4 次計画では「令和 7 年（2025）年をピークに緩やかに減少していく」と推計していますが、令和 3（2021）年度実績で、推計値より約 45,000 人増加しています。

図 4 人口の推移



資料 実績値（住民基本台帳）は「さいたま市の人口・世帯数」。実績値（国勢調査）は「国勢調査」（総務省）。

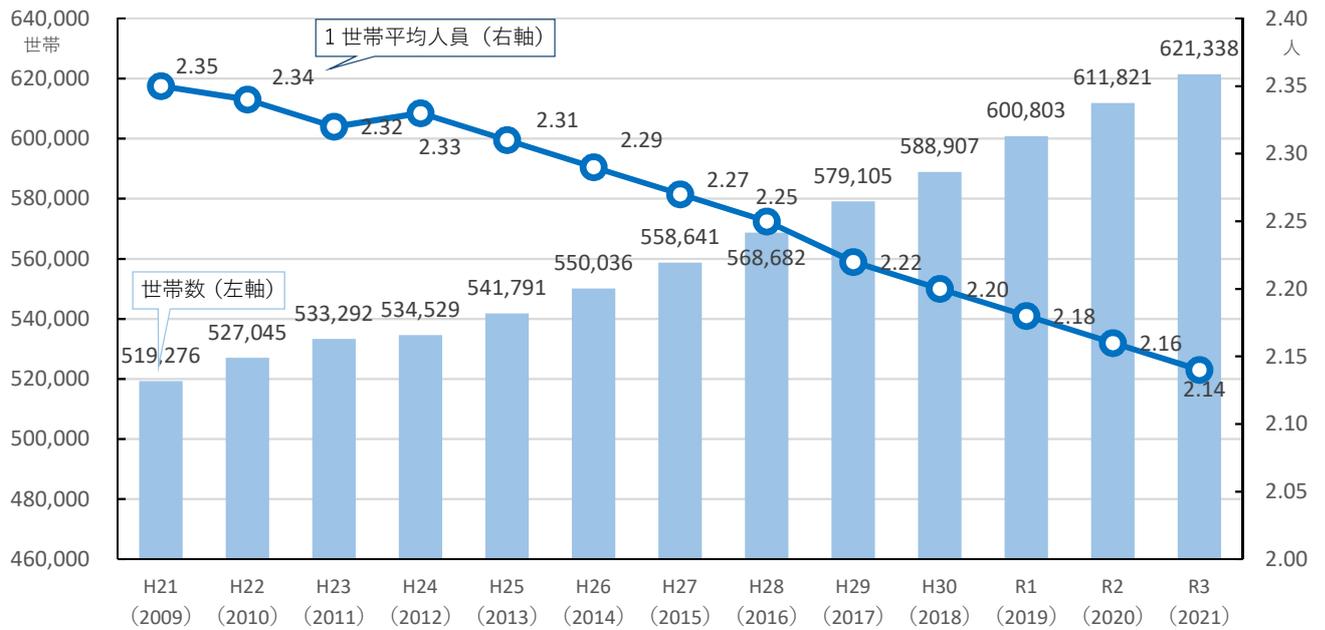
備考 実績値（住民基本台帳）は、各年 10 月 1 日現在。

2. 世帯数の推移

本市の世帯数は、令和3（2021）年10月現在で約62万1千世帯であり、平成21（2009）年度から令和3（2021）年度にかけて約10万2千世帯増加（17.8%増）となっています。

一方で、一世帯平均人員は減少傾向にあります。

図5 世帯数と1世帯平均人員の推移



資料 さいたま市の人口・世帯数（各年10月1日現在）

2 ごみ排出量の推移

※令和3年度の数值は暫定

3. 総排出量

近年の本市のごみ排出量は、人口や事業所数、従業者数が増加しているものの、本市におけるごみ減量に向けた取り組みや、市民・事業者の努力の成果として、減少傾向にあります。

しかし、人口の増加に伴い、令和3(2021)年度実績で、推計値より約4,900t増加しています。

図6 ごみ排出量の推移

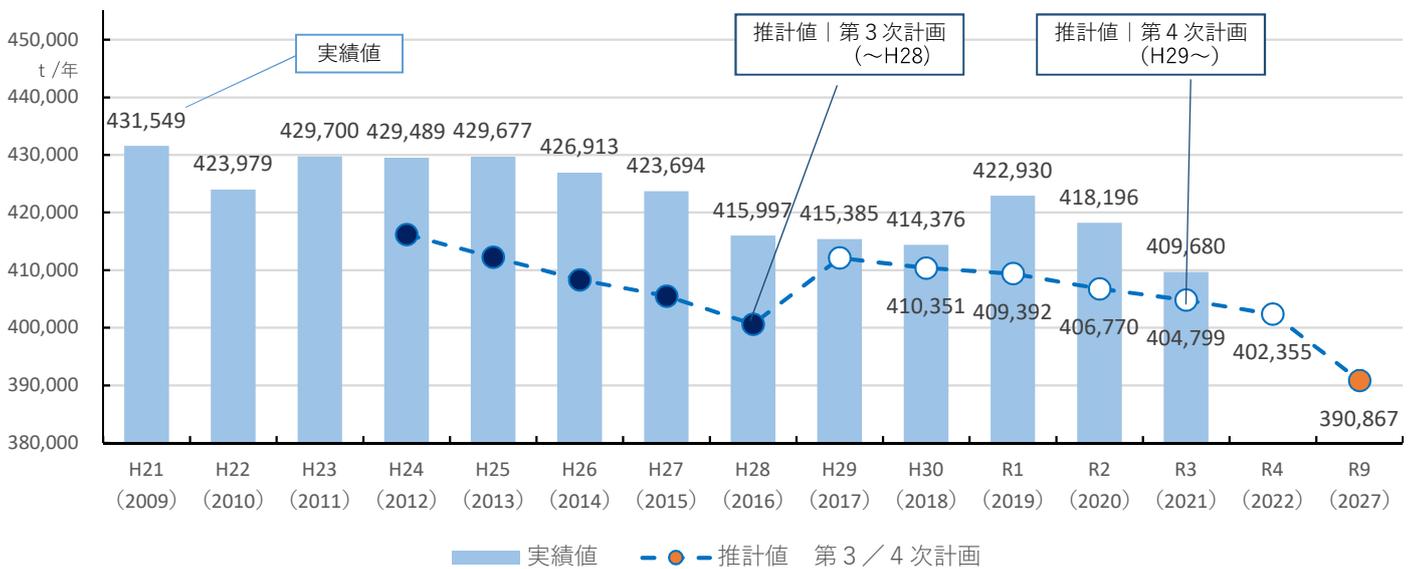
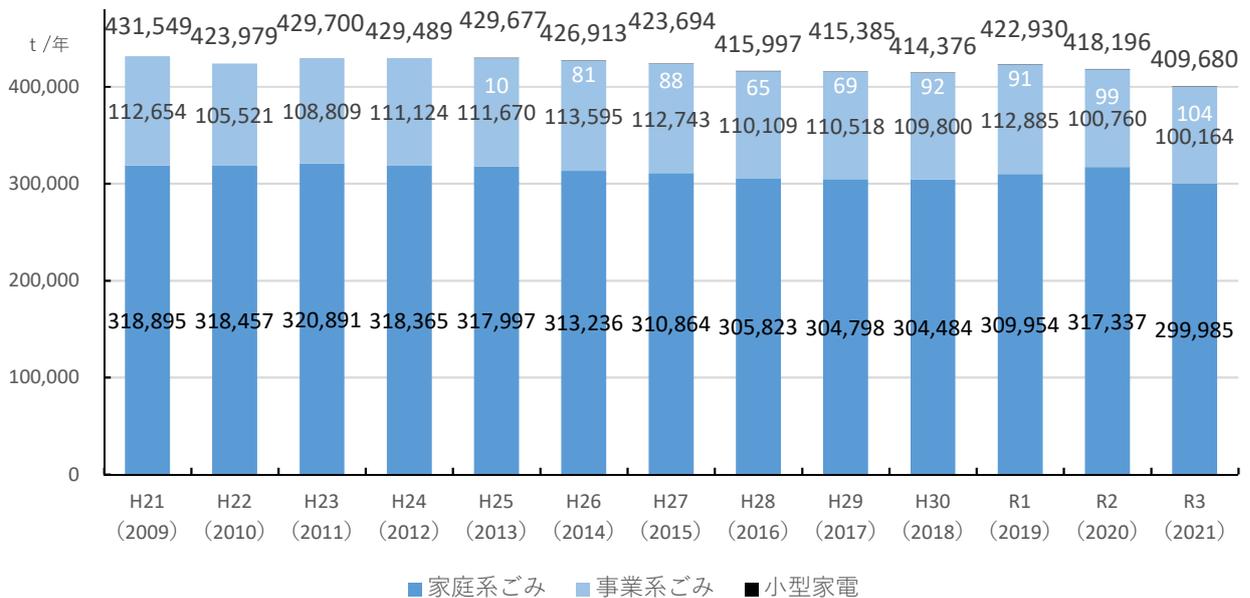


図7 ごみ排出量の推移 | 種別



4. 市民1人1日あたりの総排出量【数値目標①】

市民1人1日あたりの総排出量

= 総排出量 / 人口 / 365日または366日

※ 総排出量 = 家庭系ごみ（もえるごみ、もえないごみ、資源物）+ 事業系ごみ（同左）

市民1人1日あたりの総排出量は、平成21（2009）年度から令和3（2021）年度にかけて125g/人・日減少（約13%減）しています。

そのうち、家庭系ごみについては、平成21（2009）年度以降毎年減少しておりましたが、令和2年度は増加しました。事業系ごみについては、平成22（2010）年度以降、排出量の傾向としては近年横ばい傾向にありますが、令和2年度以降は大幅に減少しました。

図8 市民1人1日あたりの総排出量の推移

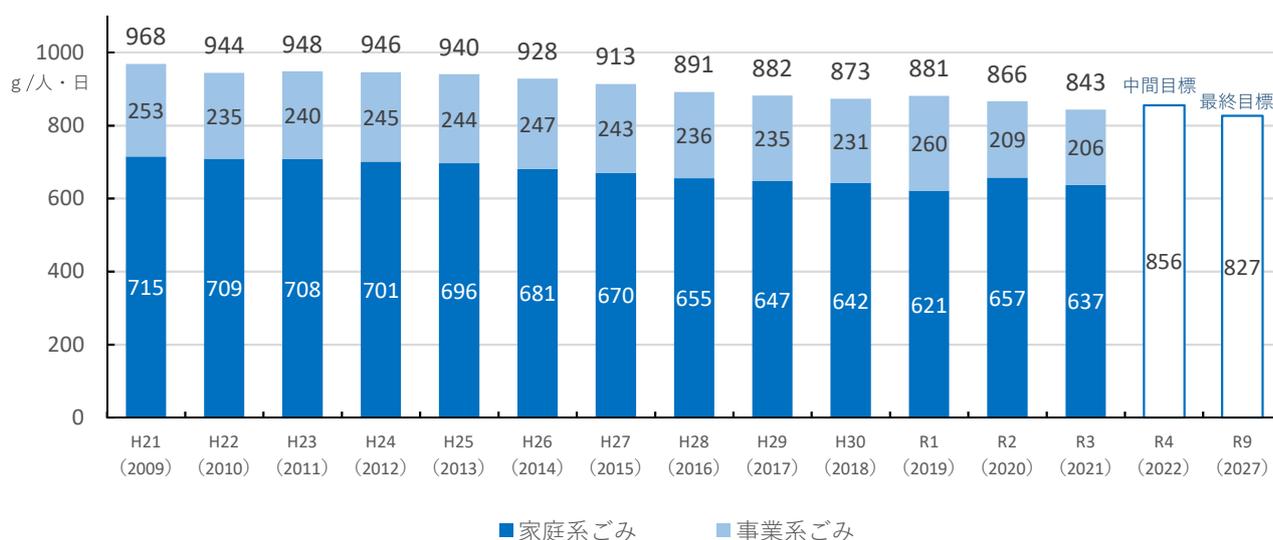
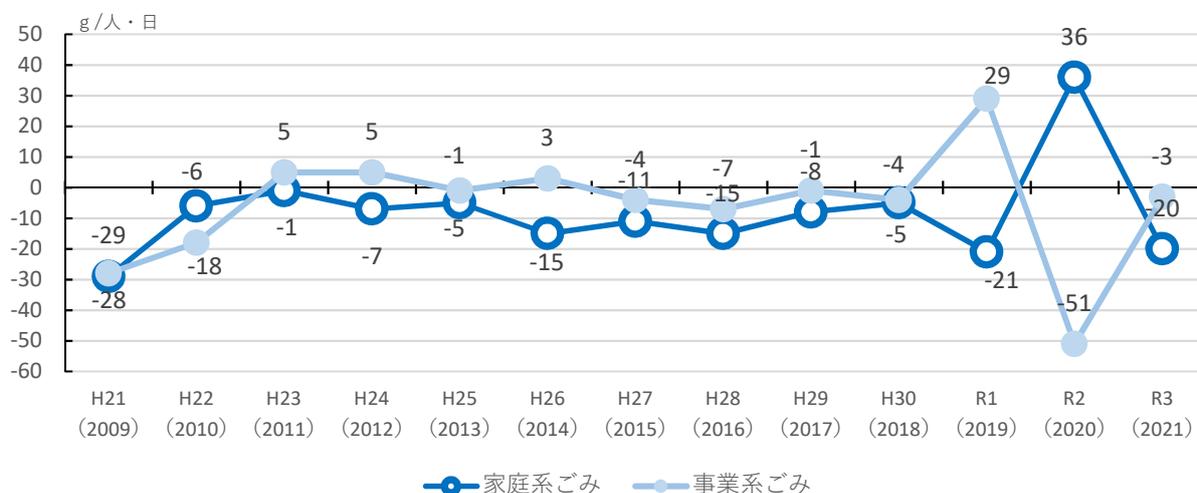


図9 市民1人1日あたりの総排出量の推移 | 前年度比増減量



5. 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）【数値目標②】

市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

= 資源物を除いた家庭系ごみ総排出量 / 人口 / 365日または366日

市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）は、平成19（2007）年度以降、全体的には緩やかに減少している状況でしたが、令和2（2020）年度は増加し、令和3年度は減少しています。

家庭系ごみの内訳を「もえるごみ」「もえないごみ」で整理すると、ともに緩やかな減少傾向が見られましたが、令和2（2020）年度はともに増加後、令和3年度には減少しており、新型コロナウイルス感染拡大による影響があったと考えられます。

図10 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の推移

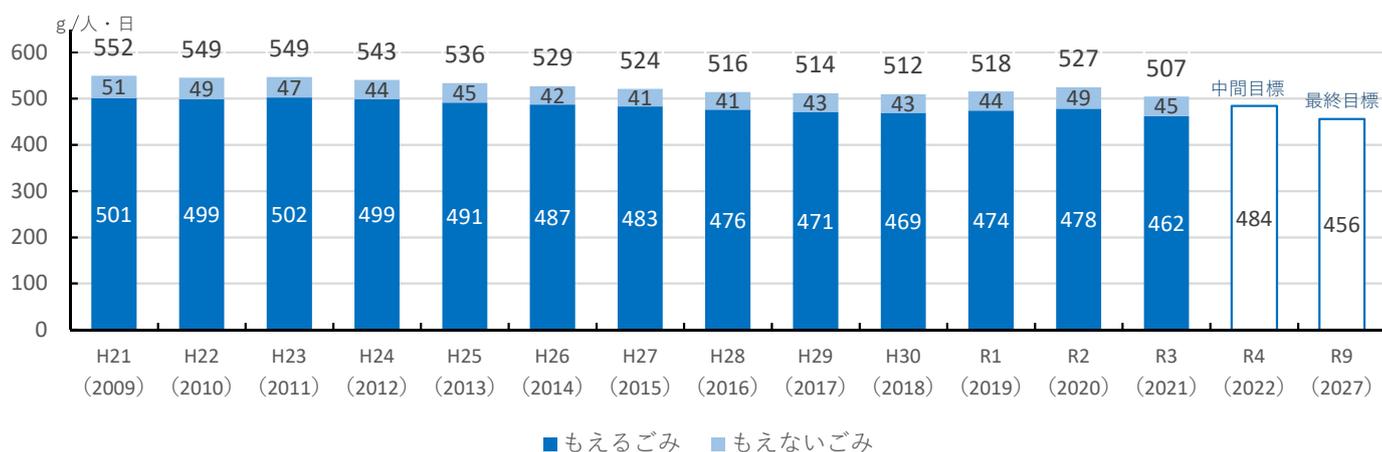
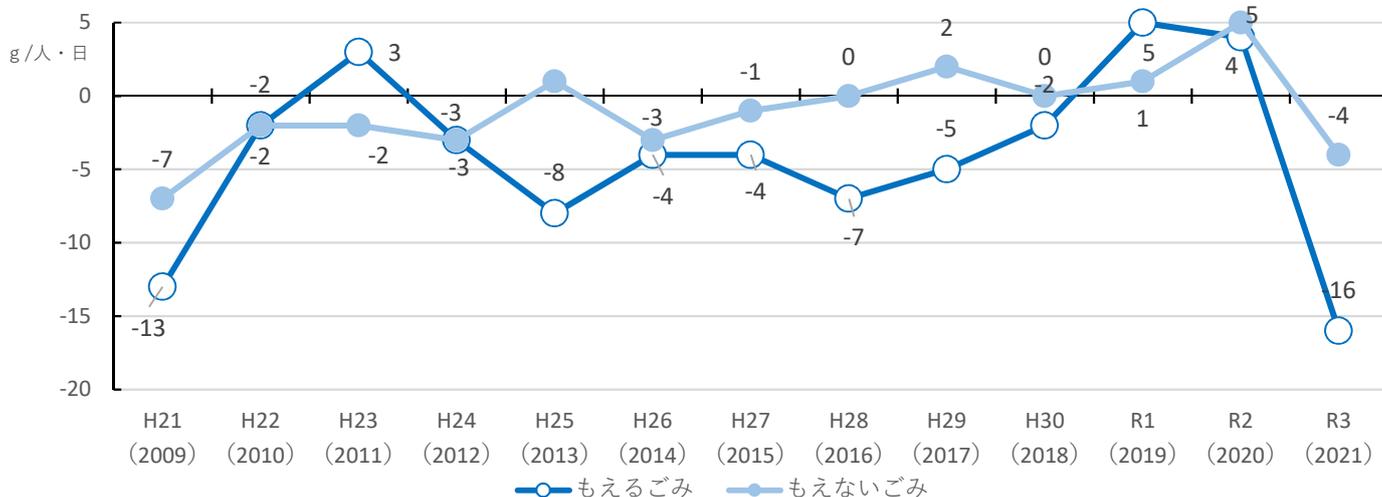


図11 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の推移 | 前年度比増減量



3 ごみ処理量の推移

※令和3年度の数值は暫定

6. 処理・処分量

処理・処分量について、最終処分量は平成27（2015）年度に大きく減少していますが、平成27（2015）年4月1日から桜環境センターが供用を開始し、焼却灰や破碎残渣を溶融し資源化することが可能となったことに起因しています。

その内訳（図13）を見ると、焼却灰の減少が大きい一方で、灰固化物が平成26（2014）年度に比べると平成27（2015）年度以降若干多くなっています。

図12 ごみ処理・処分量の推移

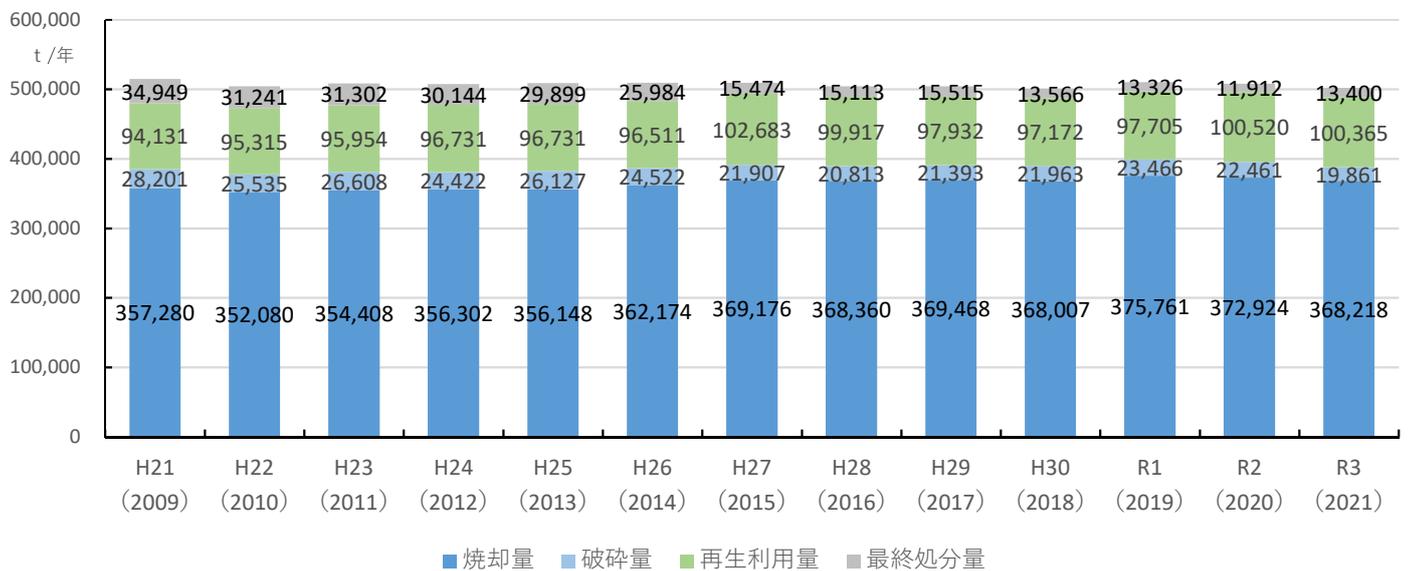


図13 最終処分量の推移 | 種別

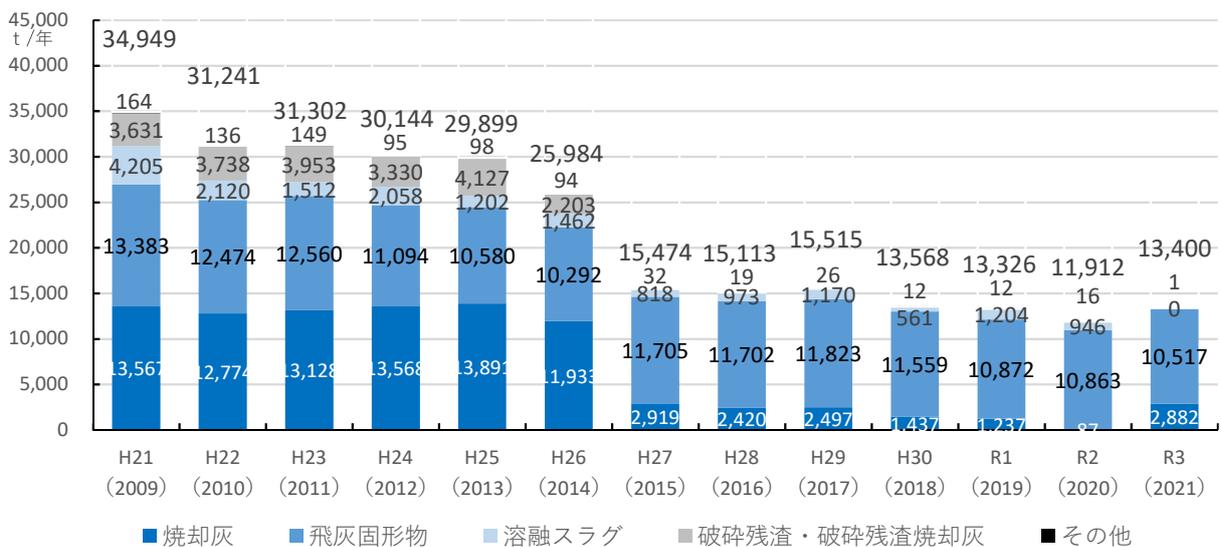
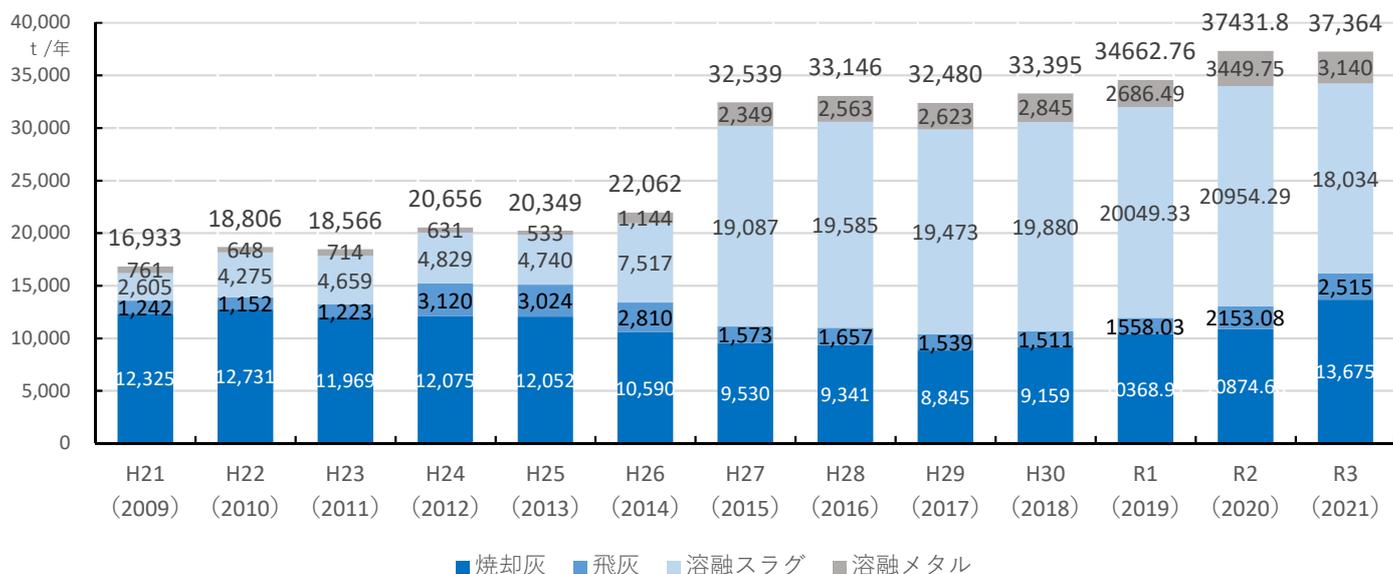


図 14 有効利用量の推移



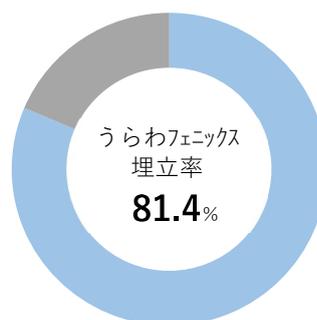
本市の最終処分場の残余容量は、環境広場が 454 m³ (令和 3 (2021) 年 3 月現在)、うらわフェニックスが 69,158 m³ (令和 4 (2022) 年 3 月現在) です。なお、環境広場は令和 3 年 1 月末をもって埋立を終了しました。

市内 1 ヲ所と市外最終処分場での埋立処分を継続し、かつ、これまで以上に残渣類の有効利用を目指す予定のサーマルエネルギーセンターが供用を開始することを考慮すると、残余年数は「約 20 年間」となります。

施設名称	環境広場	うらわフェニックス
所在	さいたま市見沼区大谷 483 番地 1	さいたま市緑区間宮 741 番地 1
建設費	51 億円 (用地取得費を除く)	20 億円 (用地取得費を除く)
供用開始	平成 8 (1996) 年 4 月	昭和 63 (1988) 年 5 月
埋立容量	208,100 m ³	372,700 m ³
埋立量	207,646 m ³ (令和 3 (2021) 年 3 月現在)	303,542 m ³ (令和 4 (2022) 年 3 月現在)
残余容量	454 m ³ (令和 3 (2021) 年 3 月現在)	69,158 m ³ (令和 4 (2022) 年 3 月現在)



令和 3 (2021) 年 3 月現在



令和 4 (2022) 年 3 月現在

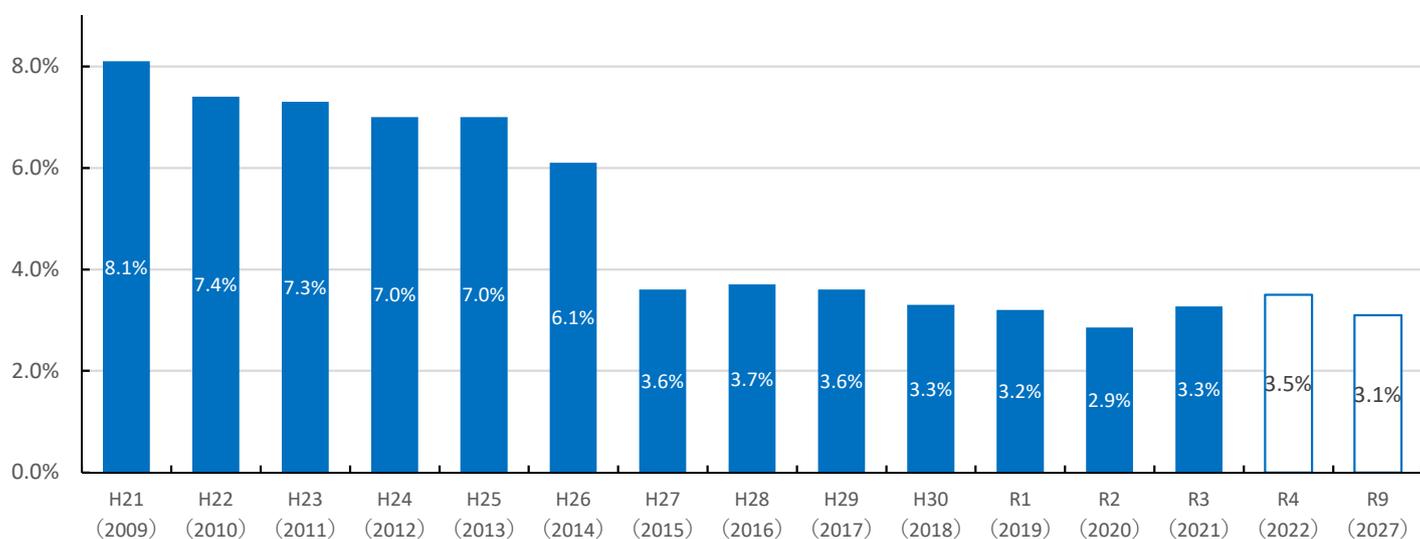
7. 最終処分比率【数値目標③】

最終処分比率

= 最終処分量 / 総排出量

本市における最終処分比率は令和3（2021）年度時点で3.3%であり、第4次計画の中間目標を上回っています。

図15 最終処分比率の推移



4 資源物の内訳

※令和3年度の数值は暫定

本市から排出されている資源物の内訳は、図16、図17、図18に示すとおりです。

家庭系資源物については、平成25(2013)年度以降、令和元年度までは古紙類、びんなどの品目で減少している一方、ペットボトル・食品包装プラスチック、繊維などの品目では増加しています。また、令和3年度は繊維、ペットボトル・食品包装プラスチック、小型家電で増加が見られました(図16・図17)。

また、事業系資源物は、古紙類の占める割合が高く、回収量が多い一方、近年はゆるやかに減少していましたが、令和2年度以降大幅な減少が見られました(図18)。

図16 資源物の推移

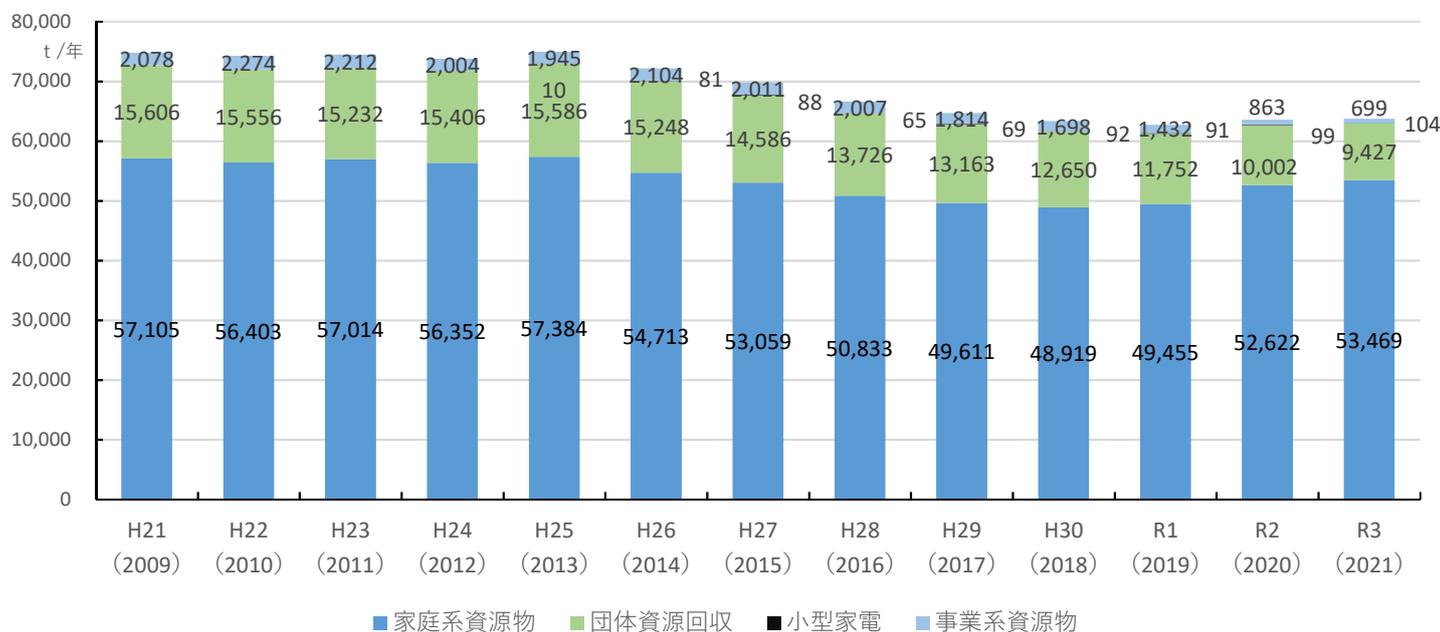


図 17 家庭系資源物の推移

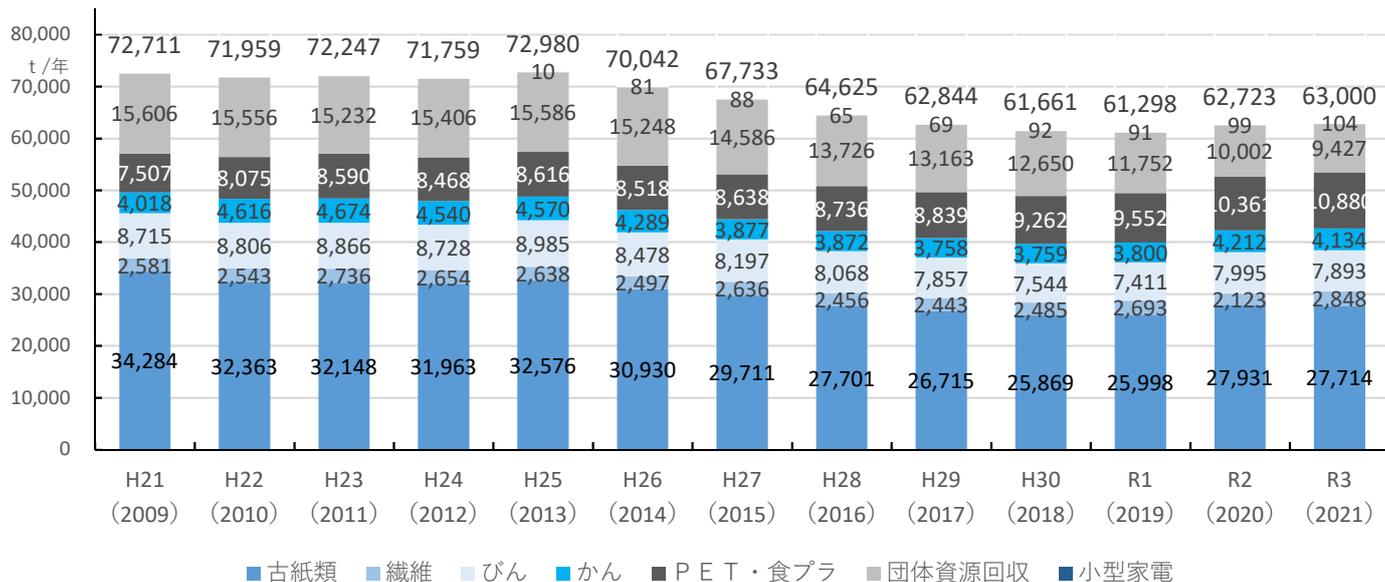
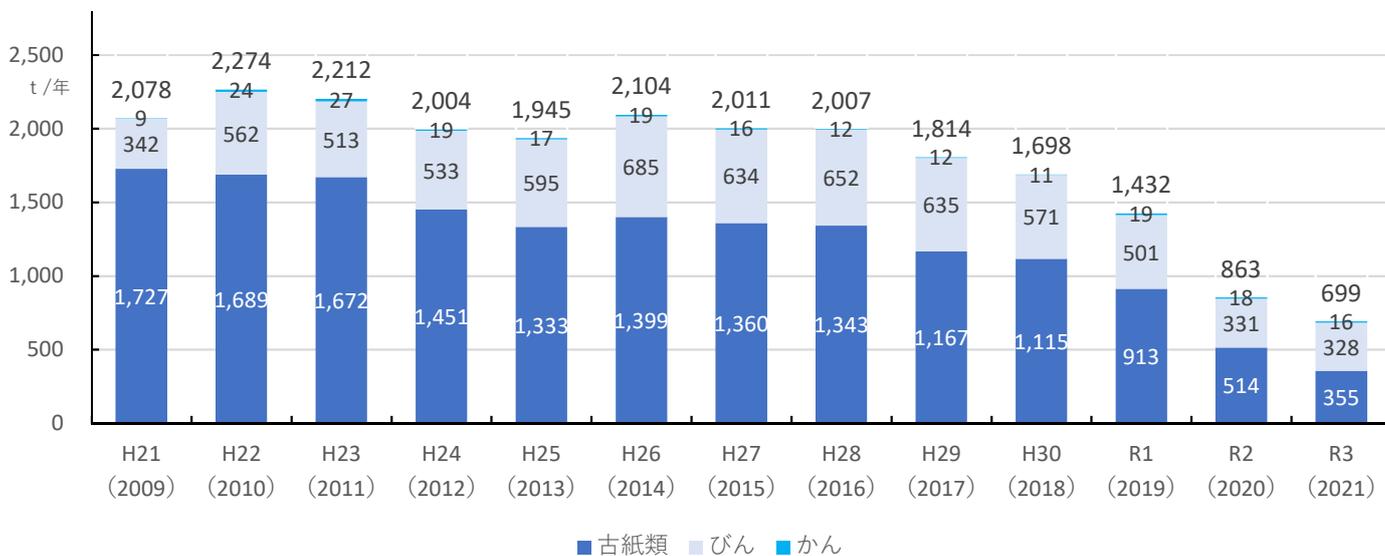


図 18 事業系資源物の推移



5 ごみ処理体制

※令和3年度の数值は暫定

本市では、家庭系ごみについては、もえるごみ・もえないごみ・資源物（1類・2類）・有害危険ごみ・粗大ごみの6分別を基本として収集・処理しています。

会社・商店等事業活動に伴って排出される事業系ごみについては、全て事業者責任による処理としており、市の処理施設に搬入する場合は、有料での自己搬入または収集運搬許可業者による搬入に限定しています。

本市から発生するもえるごみは、市内4つの焼却施設において焼却処理しており、平成27(2015)年4月から供用を開始している桜環境センターでは、焼却灰や破碎残渣を溶融処理し資源化することが可能となったことから、平成27(2015)年度以降、最終処分量の削減に大きく貢献しています。焼却施設から発生する焼却灰の一部は、セメントや人工砂の原材料として有効利用しており、残りの焼却灰や飛灰固化物等は、最終処分場で埋立処分しています。

図19 ごみ処理フロー | 令和3(2021)年度

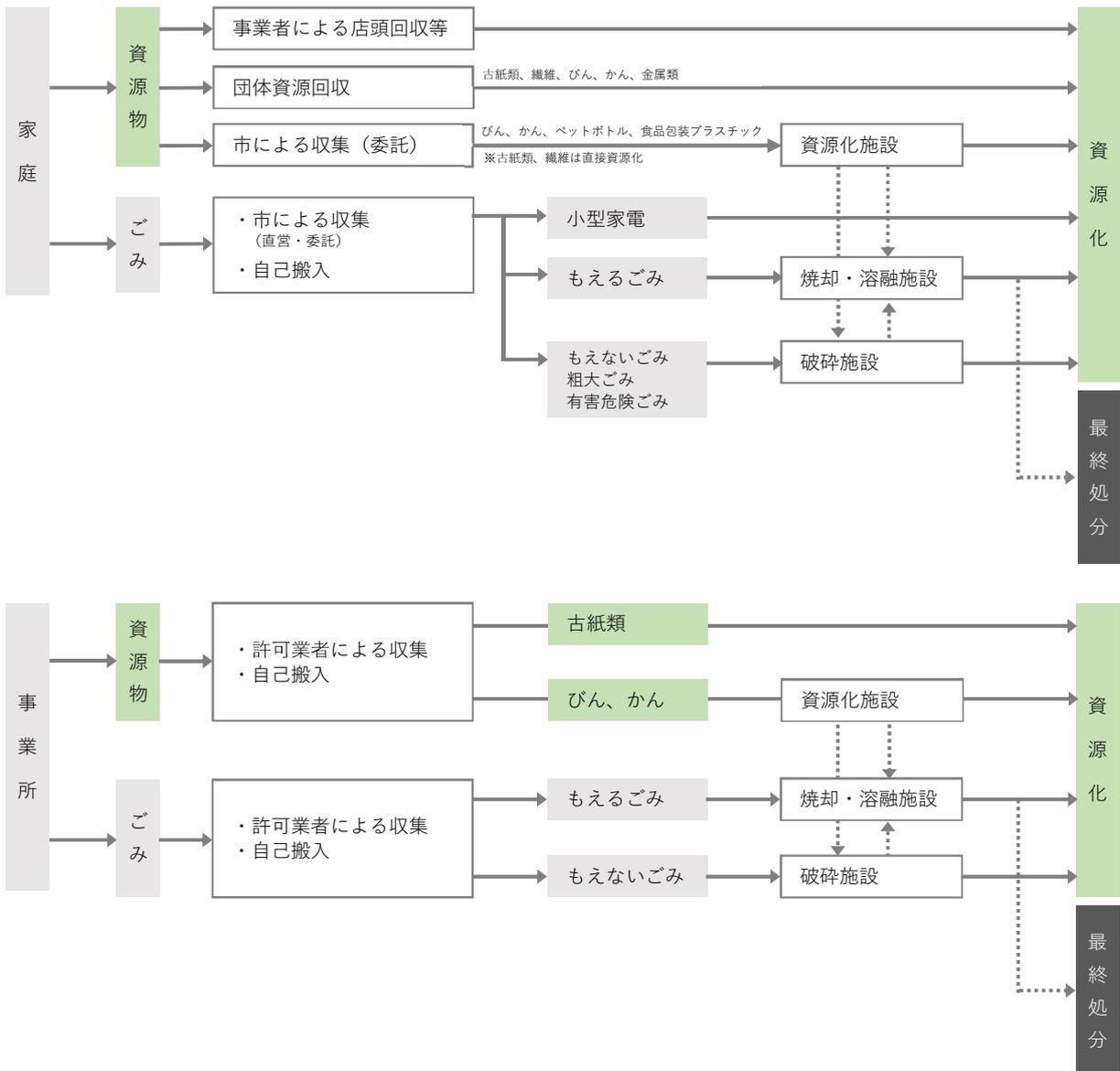


表3 ごみ処理の概要

もえるごみ	もえないごみ
<p>収集後、市の焼却施設において焼却処理され、焼却残渣は市及び民間の最終処分場に埋立処分されています。</p> <p>一部の焼却残渣（焼却灰）はセメントや人工砂の原料として使用されるほか、溶融処理（スラグ化）の後、公共工事で使用するアスファルト混合物、コンクリート2次製品及び改良土等の土木資材の一部として再利用または埋立処分されています。</p>	<p>収集後、市の破砕施設に搬入し、選別・破砕処理後、もえるごみ、もえないごみ、鉄・アルミ等に選別しています。その後、もえるごみは市の焼却施設で処理されます。</p> <p>金属類（鉄・アルミ）は売払い及び委託により資源化し、残渣物は市内の他の施設において溶融処理（スラグ化）の後、公共工事で使用するアスファルト混合物、コンクリート2次製品及び改良土等の土木資材の一部として再利用されています。</p>
資源物（1類・2類）	有害危険ごみ
<p>収集所で収集した資源物のうち、「びん」「かん」「ペットボトル」「食品包装プラスチック」（資源物1類）については収集後、市または民間の選別施設に搬入し、選別後、業者等により再生利用（資源化）されます。</p> <p>「古紙類」及び「繊維」（資源物2類）については収集後、市または民間の選別施設を経ず直接問屋等に持ち込まれて再生利用（資源化）されます。</p> <p>古紙類・繊維・びん・かんについては、団体資源回収も行われています。</p>	<p>有害危険ごみには「乾電池」「蛍光管」「スプレーかん、カートリッジ式ボンベ」「水銀体温計」「ライター」が指定されており、収集後、市の破砕施設に搬入し、選別後、業者等によりそのほとんどが再生利用（資源化）されます。</p>
粗大ごみ（特定適正処理困難物）	
<p>粗大ごみは、最大の辺または径が90cm以上2m未満のものとしており、平成13（2001）年5月より有料で戸別収集を実施しています。</p> <p>粗大ごみは収集後、市の破砕施設等に搬入し、選別・破砕処理後、もえるごみ、もえないごみ、鉄・アルミ等に選別しています。選別後、もえるごみは市の焼却施設へ搬入し、焼却処理されます。</p> <p>金属類（鉄・アルミ）は売払い及び委託により資源化し、残渣物は市内の他の施設において溶融処理（スラグ化）の後、公共工事で使用するアスファルト混合物、コンクリート2次製品及び改良土等の土木資材の一部として再利用されています。</p> <p>一般家庭から生じる適正処理困難物のうち、市が規則で定める特定適正処理困難物については、有料での施設受入・戸別収集を実施しています。現在、バッテリー・タイヤ・スプリング入りマットレス等が指定されています。</p>	

表 4 本市のごみ処理・処分施設

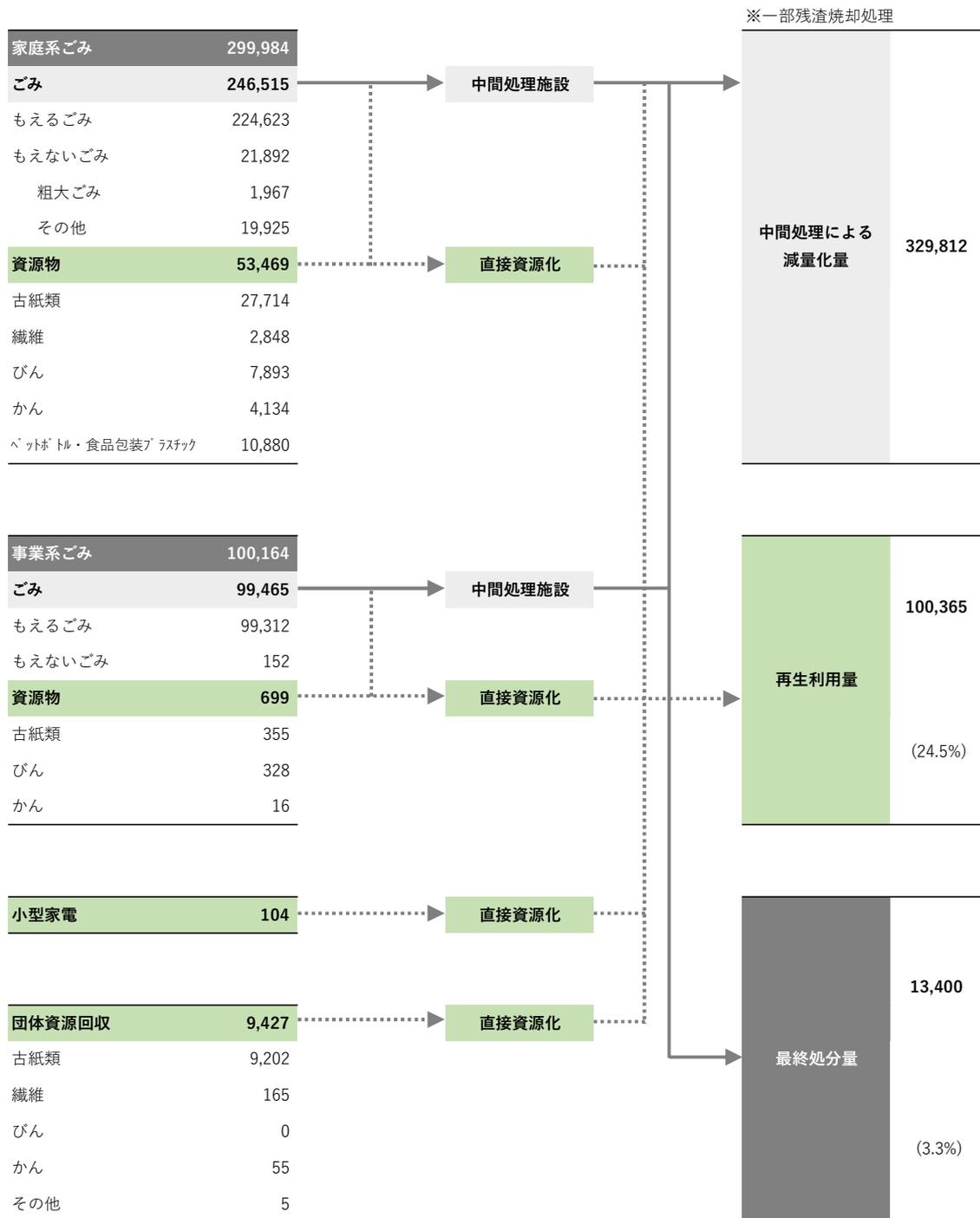
施設名	処理	能力	竣工	経過年数 (R4.3 現在)	熱回収 設備
1 西部環境センター	破碎	75t/5h	平成 5 (1993)年 2 月	28 年	
	焼却・溶融	300t/24h	平成 5 (1993)年 2 月	28 年	有り
	灰溶融	75t/24h	平成 5 (1993)年 2 月	28 年	
2 東部環境センター	破碎	75t/5h	昭和 59(1984)年 11 月	36 年	
	資源化	40t/5h	平成 5 (1993)年 4 月	27 年	
3 クリーンセンター大崎	破碎	50t/5h	平成 8(1996)年 3 月	25 年	
	焼却	450t/24h	平成 8(1996)年 3 月	25 年	有り
4 桜環境センター	破碎	28t/5h	平成 27(2015)年 3 月	6 年	
	焼却・溶融	380t/24h	平成 27(2015)年 3 月	6 年	有り
	資源化	63t/5h	平成 27(2015)年 3 月	6 年	
5 うらわフェニックス	最終処分	372,700 m ³	昭和 63(1988)年 5 月	33 年	
6 環境広場※	最終処分	208,100 m ³	平成 8 (1996)年 4 月	25 年	

※環境広場は令和 3 年 2 月に埋立完了

図 20 本市のごみ処理・処分施設の分布



図 21 ごみの流れ | 令和 3(2021)年度 (単位:t)



6 ごみ処理経費

環境省の「一般廃棄物会計基準」に則って算出すると、本市のごみ処理には、約 170 億円程度の経費が必要となっており、近年は中間処理部門を中心に増加傾向がうかがえます。

また、市民 1 人あたりのごみ処理経費はほぼ横ばいの推移となっていますが、ごみ 1t あたり
の経費は令和 2（2020）年度を除き増加傾向にあります。

この要因としては、市民・事業者の努力により近年ごみの排出量は減少しているものの、中間
処理施設の老朽化などにより効率的な処理を行うことが難しくなっていることがあげられます。
そのため、本市のごみ排出量に見合った、より効率的な中間処理施設の整備が必要な状況にあり
ます。

図 22 ごみ処理経費の推移（合計） 出典 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき算出した「一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」



図 23 ごみ処理経費の推移（単位あたり）

